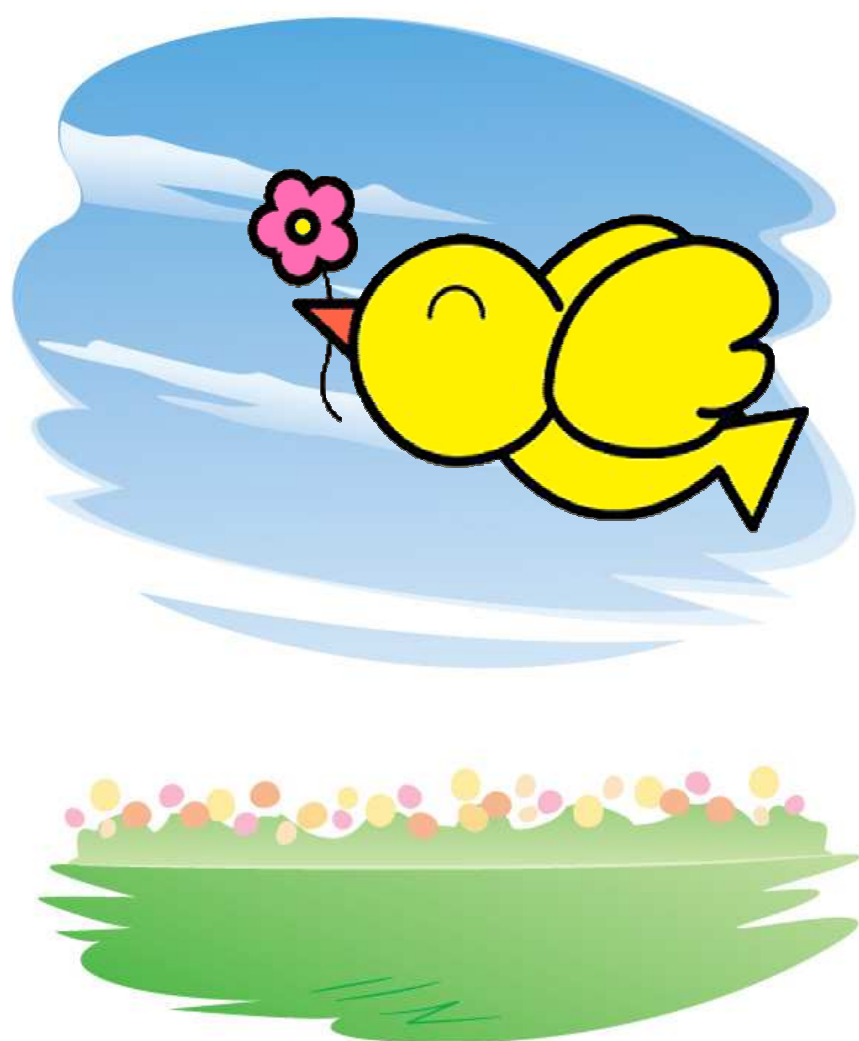


# 東海村障がい者プラン

東海村障害者計画・東海村障害福祉計画（第5期）・東海村障害児福祉計画（第1期）



2018（平成30）年3月  
東海村



## はじめに

このたび、本村では、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの障がい者施策の基本的な推進を図るため、基本的な理念や施策の方向性を定めるとともに、障害福祉サービス等の提供体制を確保することを目的として『東海村障がい者プラン「東海村障害者計画」・「東海村障害福祉計画（第5期）」・「東海村障害児福祉計画（第1期）」』を策定いたしました。



今後は、一人ひとりが共に生きる喜びを感じあえる地域社会の実現を目指すため、「障がい者が自分らしく暮らせるまちをつくる」を本計画の将来像とし、「障がい者の社会参画と自立への支援」、「障がい者の医療・福祉の充実」、「障がい者が尊重され、安全・安心して生活できる環境づくり」の3つの基本目標を掲げ、取り組みを進めて参ります。また、障がい者が地域で自立した生活を送るための就労支援や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の整備については、特に取り組みを強化して推進に努めて参ります。

また、役場組織体制の見直しの中で、新たに「障がい福祉課」を設置することとしました。新体制のもとで、本プランを着実に推進していくとともに、障害福祉サービスの一層の充実を目指して参りますので、引き続き、村民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査等を通じて貴重な御意見・御提言をいただきました村民の皆様をはじめ、御尽力いただいた東海村障害者計画等策定委員会及び東海村障がい者総合支援協議会の委員の皆様、関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

2018（平成30）年3月

東海村長 山田 修



# ～ 目 次 ～

## 第1部 総論

### 第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の背景と趣旨…………… 1
- 2. 計画の位置づけ…………… 2
- 3. 計画の期間…………… 3
- 4. 計画の策定体制…………… 3
- 5. 計画の推進体制…………… 4

### 第2章 東海村の障がい者を取り巻く現状

- 1. 人口等の状況…………… 7
- 2. 障がい者数の推移…………… 8
- 3. 障がい者施設・事業者の設置及び利用状況…………… 12
- 4. 県内特別支援学校及び村内特別支援学級等の在籍状況…………… 13
- 5. アンケート調査結果…………… 14

### 第3章 将来像と基本目標

- 1. 計画の将来像…………… 33
- 2. 基本目標…………… 34
- 3. 体系図…………… 36

## 第2部 東海村障害者計画

### 第1章 障がい者の社会参画と自立への支援

- 施策の方向性 1. 就労支援の充実と社会参加の促進…………… 39
- 施策の方向性 2. 障がい児の教育・育成支援の充実…………… 42

### 第2章 障がい者の医療・福祉の充実

- 施策の方向性 1. 医療・保健の充実…………… 44
- 施策の方向性 2. 障害福祉サービス等の充実…………… 47

### 第3章 障がい者が尊重され、安全・安心して生活できる環境づくり

- 施策の方向性 1. 障がいに対する理解啓発と権利擁護の推進…………… 51
- 施策の方向性 2. 安心して暮らせる生活環境づくり…………… 55

### 第3部 東海村障害福祉計画（第5期）・東海村障害児福祉計画（第1期）

#### 第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行…………… 57
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築…………… 58
3. 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた  
地域生活支援拠点等の整備…………… 59
4. 福祉施設から一般就労への移行等…………… 60
5. 障がい児支援の提供体制の整備…………… 61

#### 第2章 障害福祉サービス等の利用実績と第5期における見込量

1. 訪問系サービス…………… 62
2. 日中活動系サービス…………… 67
3. 居住系サービス…………… 75
4. 計画相談支援・地域相談支援…………… 78
5. 障がい児支援…………… 81
6. その他のサービス…………… 89

#### 第3章 地域生活支援事業の見込量

1. 相談支援事業等…………… 92
2. 成年後見制度利用支援事業…………… 95
3. 意思疎通支援事業…………… 96
4. 日常生活用具給付事業…………… 97
5. 移動支援事業…………… 100
6. 地域活動支援センター…………… 101
7. その他の事業…………… 102
8. 東海村独自の支援事業…………… 105

#### 資料編

1. 東海村障害者計画等策定委員会設置要綱…………… 107
2. 東海村障がい者総合支援協議会設置要綱…………… 109
3. 東海村障害者計画等策定委員会 委員名簿…………… 112
4. 東海村障がい者総合支援協議会 委員名簿…………… 113
5. 策定経過…………… 114
6. 用語解説…………… 115

#### 「障害」を「障がい」と表記について

「障害者」の「害」の漢字には、否定的な意味もあり、不快を感じることもあると考えられるため、東海村では、2004(平成16)年度以降、障がい者という場合に「障がい」と表記しています。

ただし、法律用語や固有名詞などについては、そのままとしています。

# 第1部

## 総論





# 第1章

## 計画の概要



# 第1部 総論

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の背景と趣旨

国では、2007（平成19）年9月に署名した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に先立ち、2011（平成23）年8月に障害者基本法の改正、2012（平成24）年6月に障害者自立支援法の改正（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改称）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の制定、2013（平成25）年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正など、様々な国内法の整備とともに集中的な制度改革が進められ、障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約として、2014（平成26）年1月に障害者権利条約が批准されました。

障害者権利条約に基づく制度改革では、「障がい」は個人の問題ではなく社会が作り出しているという、いわゆる「社会モデル」の考え方が反映され、また、新たに「合理的配慮」の概念が盛り込まれるなど、障がい者を“保護の対象”としていた考えを大きく転換し、社会の対等な一員である“権利の主体”として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するための改革が進められ、障がい者の権利の実現に向けた施策の取り組みが一層強化されました。

また、2016（平成28）年6月にニッポン一億総活躍プランの閣議決定により、障がい者施策分野においても、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進が一層求められています。

こうした中、障害者総合支援法施行3年後の見直しにより、2016（平成28）年6月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正（2018（平成30）年4月施行）が行われました。この改正では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことが出来るよう「生活」と「就労」に対する支援の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充のほか、障がい児支援の提供体制を計画的に整備するために「市町村障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。

本村では、「東海村第5次総合計画2011-2020」を策定し、福祉分野の将来像として「みんなが健やかにいきいきと暮らすまち」を掲げ、障がい福祉政策の推進に取り組んでいます。この政策目標の達成、新たなニーズや法改正への対応を実現するために、本村の障がい者及び障がい児施策の方向性を定める「東海村障害者計画」、「東海村障害福祉計画（第5期）」及び「東海村障害児福祉計画（第1期）」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とし、これら3計画を一体的に策定するものです。

「東海村障害者計画」は、本村の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な理念や施策の方向性を定める計画として位置づけられます。

「東海村障害福祉計画（第5期）」及び「東海村障害児福祉計画（第1期）」は、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として位置づけられます。

策定にあたっては、国の「障害者基本計画」の動向を踏まえるとともに、県の「新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画）」とも整合性を図った上で策定します。

また、本計画は、「東海村第5次総合計画2011-2020」での福祉分野の個別計画と整合性を図り策定します。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
東海村 障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者施策全般の 基本的指針を定める分 野横断的な総合計画	保健、医療、福祉、雇用、 教育、就労、啓発・広報な ど障がい者に関するあら ゆる分野の施策について 定めるもの
東海村 障害福祉計画	障害者総合支援 法第88条第1項	障がい者（児）施策の 中のサービス提供など についての具体的な実 施計画	障害福祉サービス、相談 支援及び地域生活支援事業 の提供体制の確保に係る目 標や見込量について定めるもの
東海村 障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20		障害児通所支援及び障害 児相談支援の提供体制の確 保に係る目標や見込量つ いて定めるもの

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正等があった場合には適宜見直しを行うこととします。

年度	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)
総合計画	東海村第5次総合計画 (2011年度～2020年度)									
	前期基本計画 (2011年度～2015年度)					後期基本計画 (2016年度～2020年度)				
障がい者 プラン		東海村障害福祉計画 (第3期) (2012年度～ 2014年度)			東海村障がい者プラン 【東海村障害者計画・ 東海村障害福祉計画 (第4期)】 (2015年度～ 2017年度)			東海村障がい者プラン 【東海村障害者計画・ 東海村障害福祉計画 (第5期)・東海村障害 児福祉計画(第1期)】 (2018年度～ 2020年度)		

### 4. 計画の策定体制

#### (1) 策定委員会等の実施

本計画の策定にあたっては、「東海村障害者計画等策定委員会」、「東海村障がい者総合支援協議会」において、計画内容の審議等を行いました。

#### (2) アンケート調査等の実施

本計画を策定するにあたり、障がい者の生活状況などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に2017（平成29）年8月にアンケート調査を実施しました。

また、障がい者（児）団体から本計画や施策についてご意見をうかがいました。

## 5. 計画の推進体制

### (1) 連携体制

#### ① 庁内組織との連携

庁内においては、障がい者の健康、保健、医療、生涯学習、まちづくりなどを担う関係各課による横断的な連携体制を強化し、本村の地域の実情に合った施策を展開していきます。

#### ② 関係機関、事業所との連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がい者の自立や利用者本位によるサービス提供、家族等への支援など困難な部分もあります。

障がい者や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの地域住民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

また、障がいサービス事業者が適正な運営とサービスの質の向上を図るよう、指導、助言等を行い、事業者の取り組みを支援していきます。

#### ③ 地域の人々との連携

地域住民、ボランティア、福祉関係団体、サービス事業者、医療機関等と行政とが、それぞれの役割を果たしながら協力し、障がい者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの実現をめざします。

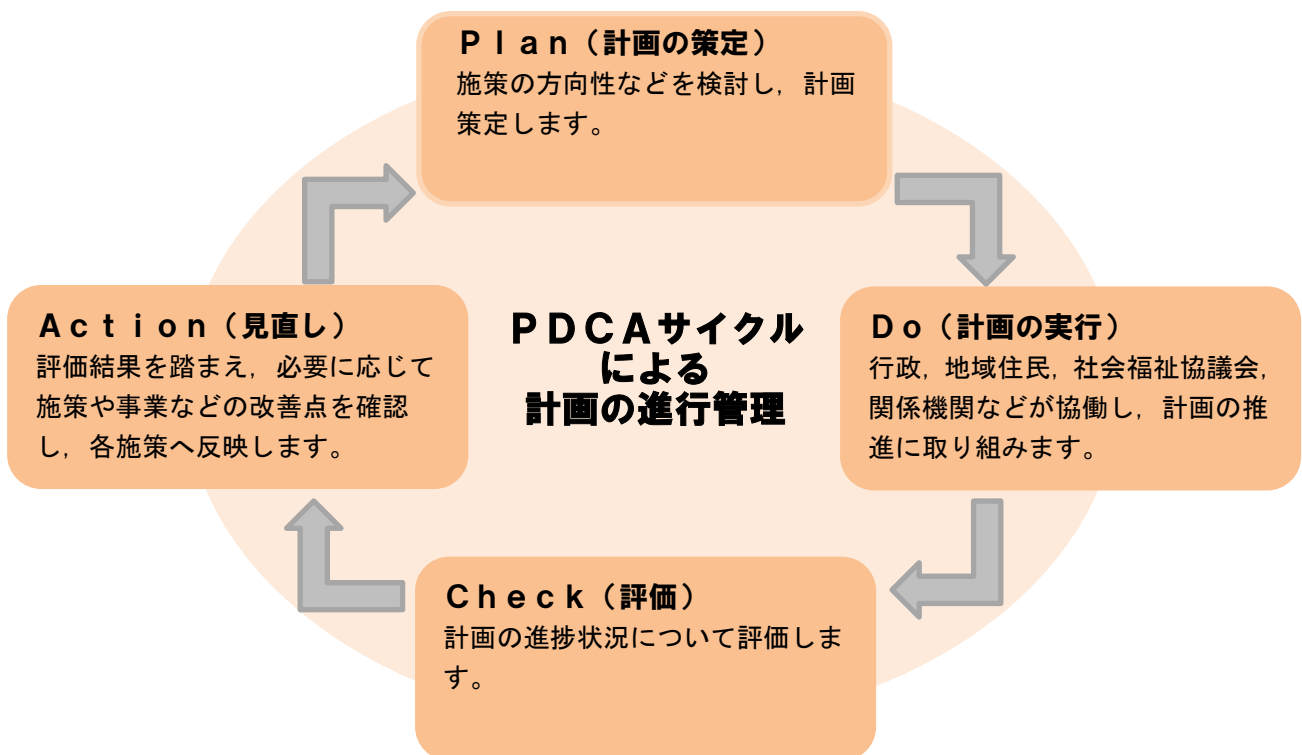
また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

## (2) 計画の推進（点検・評価）

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく障がい者施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。







## **第2章**

**東海村の障がい者を取り巻く現状**



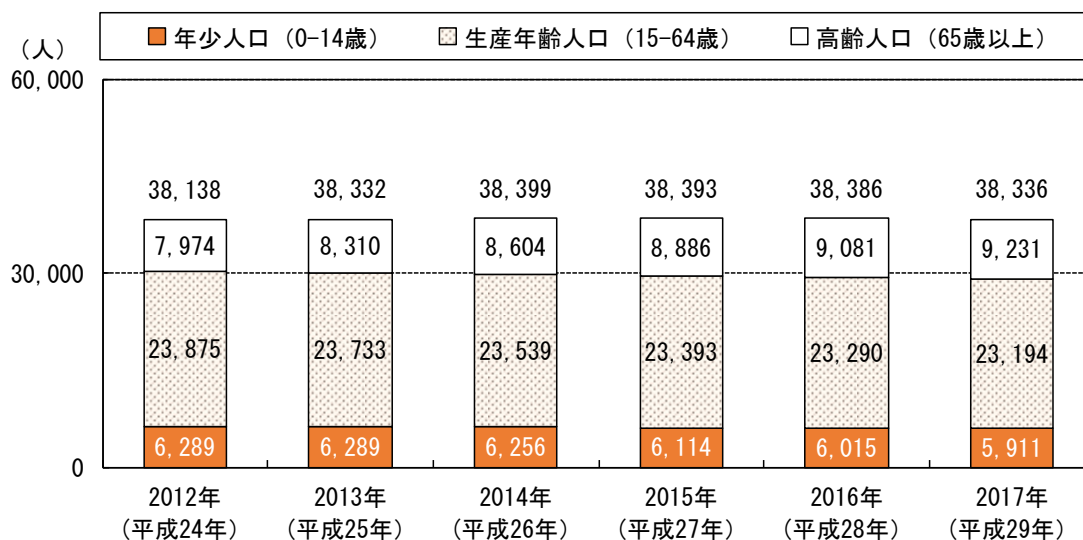
## 第2章 東海村の障がい者を取り巻く現状

### 1. 人口等の状況

本村の人口は、2017（平成29）年3月末現在38,336人となっています。

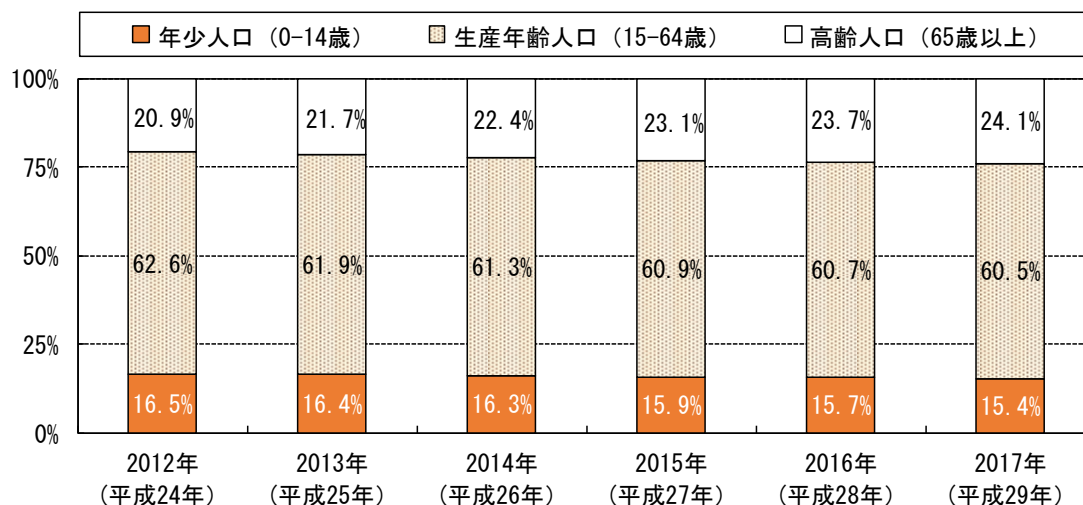
また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は24.1%となっており、今後も高齢化が進むと予測されます。

#### ○人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

#### ○年齢3区分割合の推移



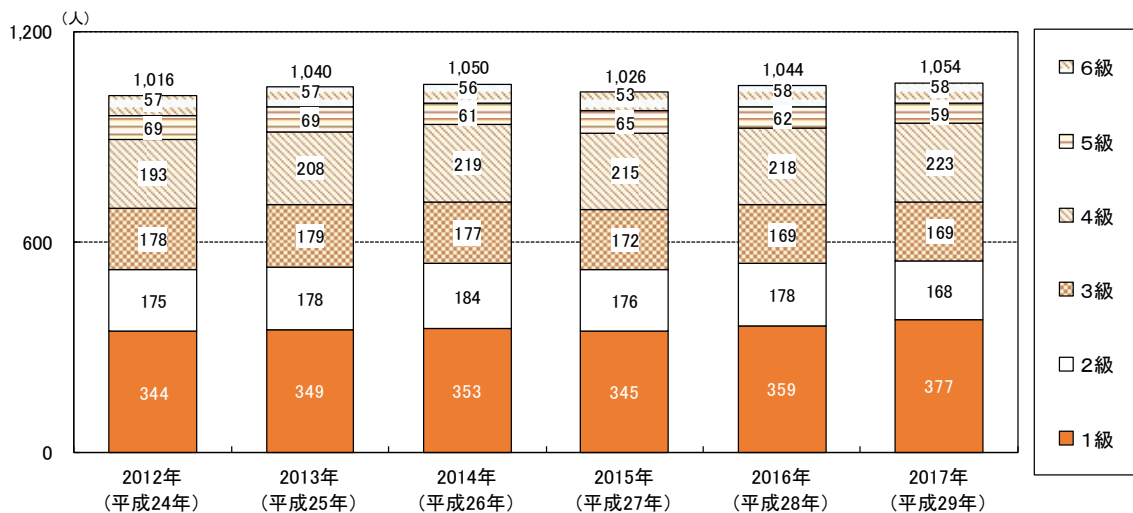
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## 2. 障がい者数の推移

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、2017（平成29）年3月末で1,054人となっています。手帳の等級については、いずれの年も1級が30%強の割合で最も多くなっています。

○身体障害者等級別手帳所持者数の推移



資料：介護福祉課（各年3月31日現在）

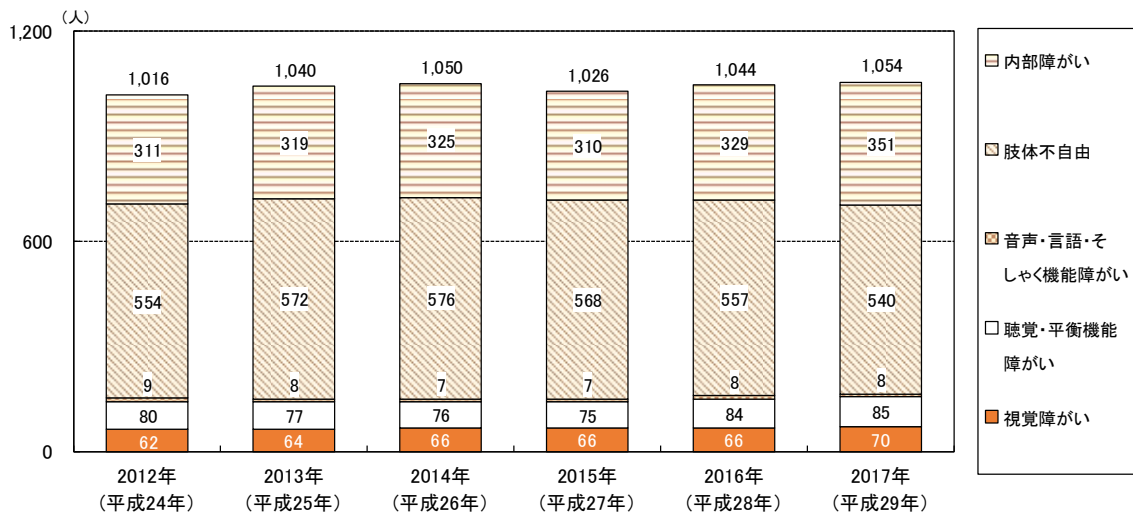
単位：人

		2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
等級別	1級	344 33.9%	349 33.6%	353 33.6%	345 33.6%	359 34.4%	377 35.8%
	2級	175 17.2%	178 17.1%	184 17.5%	176 17.2%	178 17.0%	168 15.9%
	3級	178 17.5%	179 17.2%	177 16.9%	172 16.8%	169 16.2%	169 16.0%
	4級	193 19.0%	208 20.0%	219 20.9%	215 21.0%	218 20.9%	223 21.2%
	5級	69 6.8%	69 6.6%	61 5.8%	65 6.3%	62 5.9%	59 5.6%
	6級	57 5.6%	57 5.5%	56 5.3%	53 5.2%	58 5.6%	58 5.5%
	合計	1,016	1,040	1,050	1,026	1,044	1,054

(2) 身体障がい種別人数の推移

身体障がいの種別は、2017（平成29）年3月末では「肢体不自由」が51.2%で半数以上を占めています。「内部障がい」も33.3%と多く、両項目の合計は84.5%と大半の割合を占めています。

○身体障がい種別人数の推移



資料：介護福祉課（各年3月31日現在）

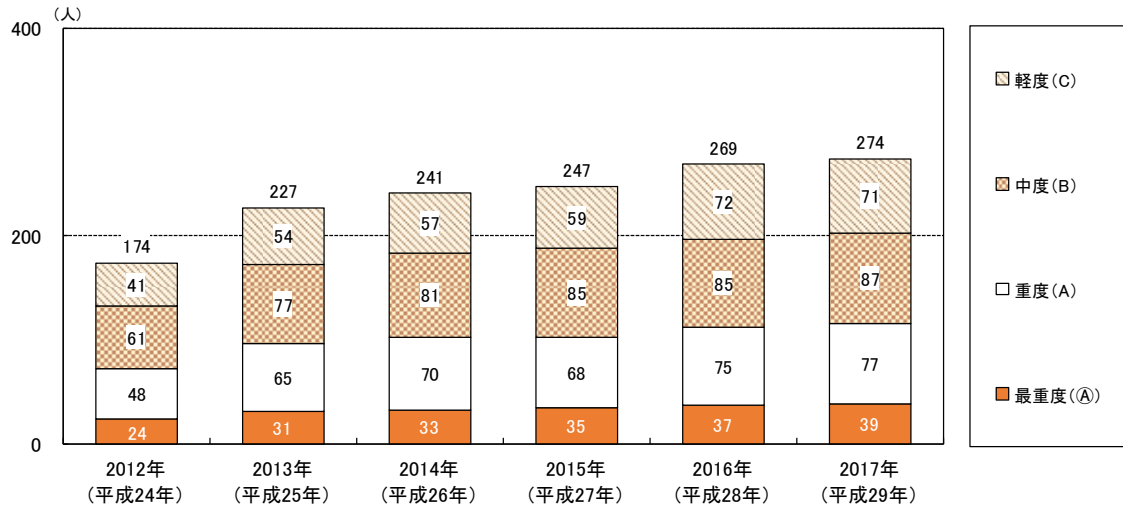
単位：人

		2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
障 が い 種 別	視覚障がい	62	64	66	66	66	70
		6.1%	6.2%	6.3%	6.4%	6.3%	6.6%
	聴覚・平衡機能障がい	80	77	76	75	84	85
		7.9%	7.4%	7.2%	7.3%	8.0%	8.1%
	音声・言語・そ しゃく機能障がい	9	8	7	7	8	8
	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	
	肢体不自由	554	572	576	568	557	540
		54.5%	55.0%	54.9%	55.4%	53.4%	51.2%
	内部障がい	311	319	325	310	329	351
		30.6%	30.7%	31.0%	30.2%	31.5%	33.3%
合計		1,016	1,040	1,050	1,026	1,044	1,054

(3) 療育手帳所持者程度別人数の推移

療育手帳所持者数は、2017（平成29）年3月末で274人となっています。程度別で見ると、いずれの程度においても人数は増加しており、特に、最重度（㉠）、軽度（C）が増加傾向を示しています。

○療育手帳所持者程度別人数の推移



資料：介護福祉課（各年3月31日現在）

単位：人

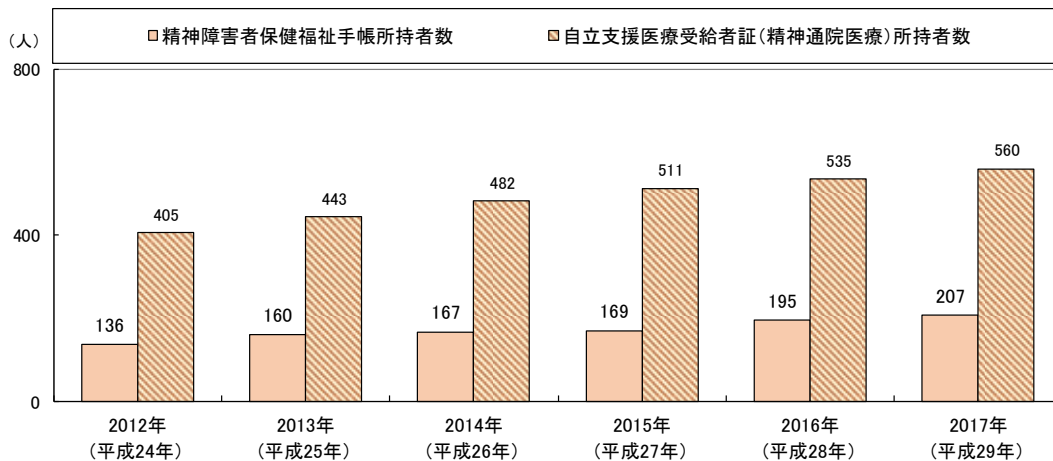
	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	
程度	最重度(㉠)	24 13.8%	31 13.7%	33 13.7%	35 14.2%	37 13.8%	39 14.2%
	重度(A)	48 27.6%	65 28.6%	70 29.0%	68 27.5%	75 27.9%	77 28.1%
	中度(B)	61 35.1%	77 33.9%	81 33.6%	85 34.4%	85 31.6%	87 31.8%
	軽度(C)	41 23.6%	54 23.8%	57 23.7%	59 23.9%	72 26.8%	71 25.9%
合計	174	227	241	247	269	274	

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2017（平成29）年3月末で207人となっています。

また、自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者数も同様に増加しており、2017（平成29）年では560人となっています。

##### ○精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移



資料：介護福祉課（各年3月31日現在）

単位：人

	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
精神障害者保健福祉手帳所持者数	136	160	167	169	195	207
自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者数	405	443	482	511	535	560

#### (5) 難病患者の状況

2015（平成27）年1月1日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）の施行により、難病患者への指定難病特定医療費助成制度が始まりました。これにより、対象疾病の範囲も拡大され、2017（平成29）年現在330疾病となっています。

本村の指定難病特定医療費受給者証交付数は、2017（平成29）年3月末の125人となっています。

単位：人／疾患

	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
受給者証交付数	106	108	113	125
疾患数	32	35	39	40

資料：介護福祉課（各年3月31日現在）

### 3. 障がい者施設・事業者の設置及び利用状況

2017（平成29）年3月現在、村内の障がい者施設・事業所の状況は、以下のようになっています。

#### ○本村における村内障がい者施設の利用状況】

事業者名及び施設名	提供サービス	利用状況(人)	
		利用者数	うち村内者
◇独立行政法人国立病院機構			
茨城東病院 定員3名	短期入所	102	4
	療養介護	118	4
◇社会福祉法人 愛信会			
幸の実園 定員35人	生活介護 定員35人	34	4
	短期入所 定員 2人	0.2	0
	施設入所支援 定員30人	30	4
	就労継続支援(A型) 定員10人	9	0
第二幸の実園 定員50人	生活介護 定員50人	48	0
	短期入所 定員 2人	2	0
	施設入所支援 定員50人	49	0
	就労継続支援(B型) 定員10人	10	0
清心寮 定員6人	共同生活介護(グループホーム)	5	0
栄光寮 定員5人	共同生活介護(グループホーム)	5	0
頌栄寮 定員5人	共同生活介護(グループホーム)	5	1
捜真寮 定員6人	共同生活介護(グループホーム)	4	0
雅歌寮 定員5人	共同生活介護(グループホーム)	5	0
◇社会福祉法人 東海村社会福祉協議会			
障害者センター (東海村総合福祉センター・絆) 定員60人	児童発達支援 定員15人	16	14
	生活介護 定員30人	23	13
	自立訓練(生活訓練) 定員15人	0	0
ヘルパーステーション	居宅介護	5	5
	重度訪問介護	0	0
◇特定非営利活動法人 (NPO法人)			
ドリームたんぽぽ	就労移行支援(一般型) 定員 6人	4	3
	就労継続支援(B型) 定員14人	6	6
	地域活動支援センターⅢ型	14	12
◇特定非営利活動法人 (NPO法人)			
障がい者就労支援事業所 わーくるほーぷ	就労移行支援(一般型) 定員10人	10	3
	就労継続支援(B型) 定員25人	22	16
	地域活動支援センターⅢ型	14	12
◇一般社団法人			
ハピネス東海	就労継続支援(B型) 定員20人	9	8
	就労移行支援(一般型)※2017年(平成29年)10月1日現在	0	0
◇営利法人合同会社あこーど			
あこーど東海	居宅介護	15	12
	重度訪問介護	0	0
◇営利法人株式会社サトウエージェンシー			
ともさんか むらまつ	児童発達支援 定員10人	3	0
	放課後等デイサービス 定員10人	15	5
◇営利法人株式会社カスケード東京			
らいおんハートリハビリ 児童デイサービス東海村	児童発達支援	38	23
	放課後等デイサービス	23	8



## 4. 県内特別支援学校及び村内特別支援学級等の在籍状況

2017（平成29）年4月1日現在、県内特別支援学校及び村内特別支援学級等の在籍状況とその卒業年度は、以下のようになっています。

○特別支援学校及び特別支援学級等の在籍状況及び卒業年度

単位：人

学年	特別支援学校	特別支援学級	合計	高校の卒業年度
高校3年	6		6	2017年度（平成29年度）
高校2年	6		6	2018年度（平成30年度）
高校1年	5		5	2019年度（平成31年度）
小計	17		17	
中学3年	7	9	16	2020年度（平成32年度）
中学2年	3	15	18	2021年度（平成33年度）
中学1年	6	7	13	2022年度（平成34年度）
小計	16	31	47	
小学6年	1	9	10	2023年度（平成35年度）
小学5年	6	13	19	2024年度（平成36年度）
小学4年	0	3	3	2025年度（平成37年度）
小学3年	1	11	12	2026年度（平成38年度）
小学2年	8	6	14	2027年度（平成39年度）
小学1年	1	4	5	2028年度（平成40年度）
小計	17	46	63	
合計	50	77	127	

## 5. アンケート調査結果

### (1) 調査概要

#### ■ 調査目的

「東海村障害者計画」、「東海村障害福祉計画（第5期）」及び「東海村障害児福祉計画（第1期）」の策定にあたり、障がい者を取り巻く課題や障がい者のニーズや要望などを把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

#### ■ 調査の方法及び期間

調査方法	調査期間
郵送による配布回収	2017（平成29）年8月1日から8月18日まで

#### ■ 回収状況

##### ① 障害者手帳所持者等アンケート調査

項目	調査票発送数	回答者数	回収率
全体計	1,338	668	49.9%
身体障がい者	841	493	58.6%
知的障がい者	189	95	50.3%
精神障がい者	197	82	41.6%
難病患者	111	91	82.0%
障がい種別合計	1,338	761	56.9%

※重複障がいの方がいるため、全体計の回答者数と障がい種別合計の回答者数は、一致しません。

##### ② 村民アンケート調査

項目	調査票発送数	回答者数	回収率
村民	494	157	31.8%

#### ■ 分析・表示

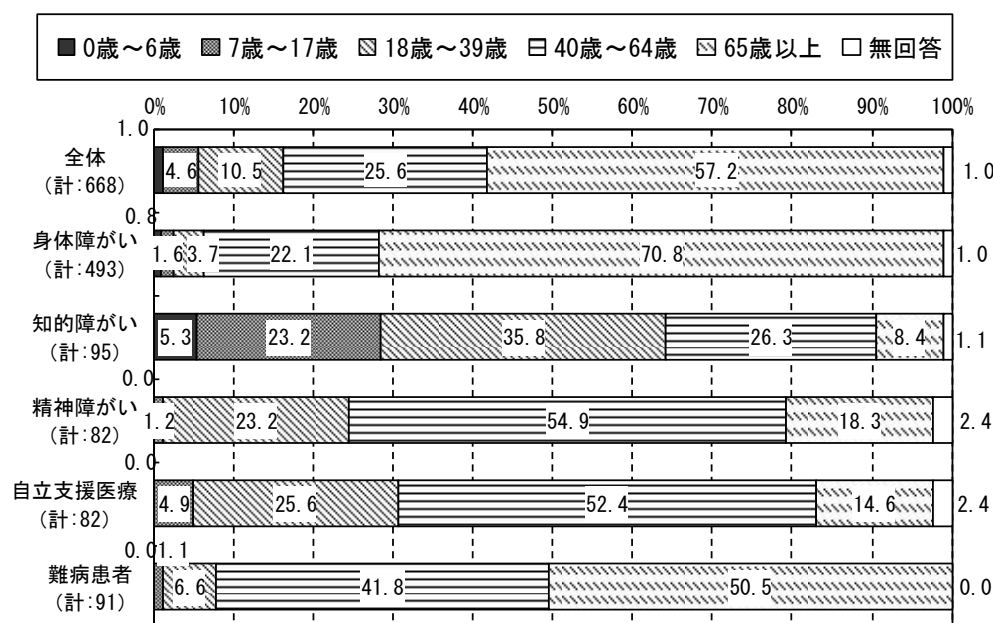
- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・グラフ中の（計：〇〇）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- ・クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があり、単純集計の結果と合致しない場合があります。また、一部表記を省略しています。

## (2) 障害者手帳所持者等アンケート調査結果

### ①障がい者の年齢

年齢では、「65歳以上」が57.2%と最も多く、次いで「40歳～64歳」が25.6%、「18歳～39歳」が10.5%となっています。

障がい種別では、身体障がい者、難病患者は「65歳以上」の割合が高く、知的障がい者、精神障がい者、自立支援医療受給者は「18歳～39歳」、「40歳～64歳」の割合が高くなっています。障がいごとや世代に応じた支援が大切であると言えます。



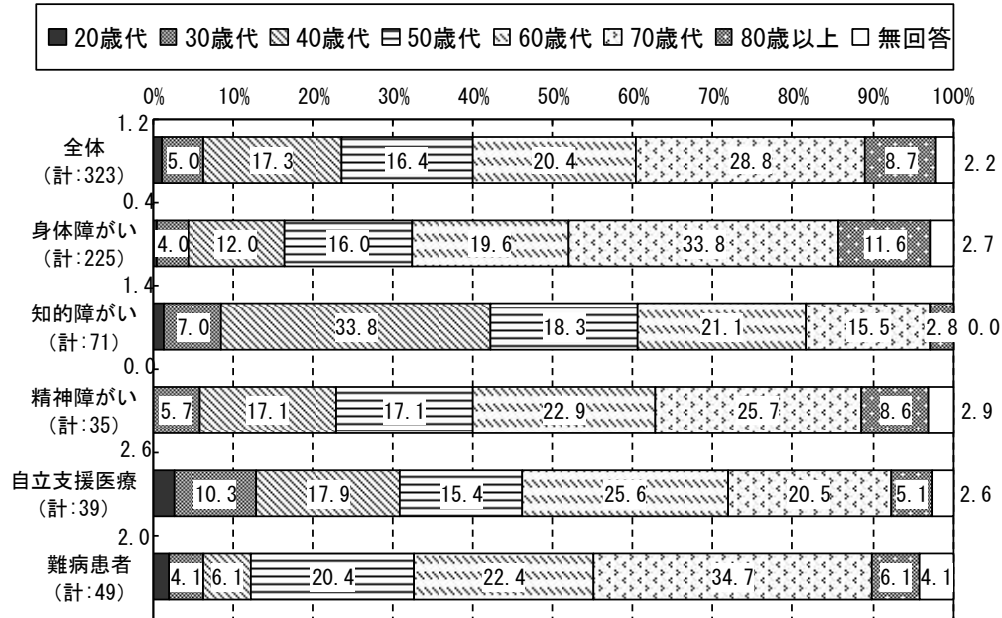
### ②一緒に暮らしている人

一緒に暮らしている人については、身体障がい者と難病患者では「配偶者」や「子ども（子どもの配偶者）」、知的障がい者と精神障がい者では「親」や「兄弟姉妹」の割合が高くなっています。また「いない（一人で暮らしている）」と回答しているが1割います。

%	全体 (計:668)	身体障がい (計:493)	知的障がい (計:95)	精神障がい (計:82)	自立支援医療 (計:82)	難病患者 (計:91)
配偶者	46.7	53.3	5.3	24.4	22.0	63.7
親	24.6	13.6	78.9	36.6	43.9	24.2
子ども(子どもの配偶者)	24.6	27.4	4.2	13.4	13.4	34.1
兄弟姉妹	10.6	5.3	36.8	19.5	25.6	1.1
孫	4.6	5.5	1.1	0.0	0.0	9.9
グループホーム(福祉施設等)	4.2	4.9	3.2	7.3	8.5	3.3
祖父母	2.2	0.6	11.6	2.4	2.4	0.0
その他の親族	1.2	1.2	1.1	1.2	0.0	0.0
その他	2.5	2.4	2.1	8.5	4.9	1.1
いない(一人で暮らしている)	12.0	13.6	4.2	14.6	13.4	11.0
無回答	1.5	1.4	1.1	2.4	2.4	1.1

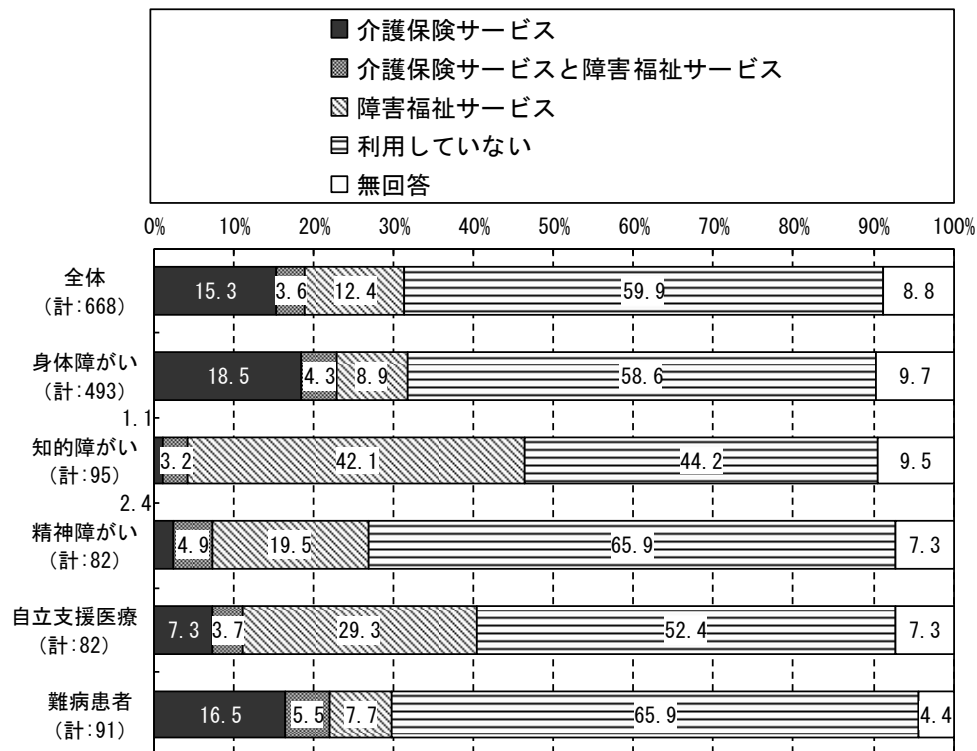
### ③ 介助者の年齢

介助者の年齢では、障がい種別により年代の違いが表れています。身体障がい者と精神障がい者、難病患者では「70歳代」、知的障がい者では「40歳」の割合が高くなっています。



### ④ 利用しているサービスについて

利用しているサービスについては、「介護保険サービス」が15.3%と最も高く、次いで「障害福祉サービス」が12.4%となっています。障がい種別では、知的障がい者、自立支援医療受給者で「障害福祉サービス」の割合が高くなっています。



## ⑤地域で生活するために必要なこと

地域で生活するための支援では、「経済的な負担の軽減」が45.7%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が39.4%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が34.0%となっています。

障がい種別では、身体障がい者は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、知的障がい者、精神障がい者、難病患者は「経済的な負担の軽減」の割合が高くなっています。

%	全体 (計:668)	身体障がい (計:493)	知的障がい (計:95)	精神障がい (計:82)	自立支援医療 (計:82)	難病患者 (計:91)
経済的な負担の軽減	45.7	40.8	50.5	58.5	59.8	53.8
必要な在宅サービスが適切に利用できること	39.4	42.4	32.6	31.7	29.3	39.6
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	34.0	38.1	20.0	25.6	28.0	41.8
相談対応等の充実	27.1	22.5	35.8	39.0	45.1	27.5
障がい者に適した住居の確保	21.1	15.6	38.9	32.9	36.6	25.3
地域住民等の理解	18.1	13.0	34.7	32.9	39.0	13.2
コミュニケーションについての支援	15.3	12.0	27.4	26.8	29.3	14.3
生活訓練等の充実	14.2	11.2	29.5	19.5	22.0	16.5
その他	3.7	2.6	4.2	8.5	7.3	2.2
無回答	18.7	22.3	13.7	9.8	11.0	17.6

### ⑥障がい児が学ぶための環境について

障がい児が学ぶための環境に望ましいことは、「能力や障がいに応じた指導を充実させること」が38.2%で最も多く、次いで「障がいに対する教師の理解を深めること」が37.0%、「障がいを理由としたいじめや不登校等の対応」が25.0%となっています。また、知的障がい者では、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」の割合も高くなっており、障がい種別に応じた柔軟な対応が求められています。

％	全体 (計:668)	身体障がい (計:493)	知的障がい (計:95)	精神障がい (計:82)	自立支援医療 (計:82)	難病患者 (計:91)
能力や障がいに応じた指導を充実させること	38.2	33.5	54.7	42.7	51.2	31.9
障がいに対する教師の理解を深めること	37.0	31.8	46.3	42.7	43.9	31.9
障がいを理由としたいじめや不登校等の対応	25.0	21.7	31.6	32.9	35.4	22.0
施設・設備, 教材などを充実させること	23.4	20.1	29.5	24.4	28.0	16.5
相談体制を充実させること	22.6	19.3	33.7	29.3	32.9	17.6
まわりの子どもとの交流機会を増やすこと	18.9	17.0	21.1	19.5	23.2	19.8
特別支援教育支援員やコーディネーターの増員	17.2	14.4	28.4	15.9	15.9	17.6
療育指導が受けられること	15.3	11.4	33.7	20.7	24.4	11.0
医療的ケア(導尿, 経管栄養, 痰の吸引など)が受けられること	13.6	11.8	16.8	17.1	18.3	12.1
放課後の活動場所を整備すること	12.7	8.9	28.4	13.4	14.6	9.9
通常の学級への受入れを進めること	12.4	11.0	17.9	9.8	11.0	15.4
その他	2.7	1.6	4.2	4.9	4.9	1.1
無回答	41.9	47.9	28.4	40.2	32.9	47.3

また、年齢別でみると、「0歳～6歳」では、「障がいに対する教師の理解を深めること」、「能力や障がいに応じた指導を充実させること」、「特別支援教育支援員やコーディネーターの増員」、「療育指導が受けられること」などの回答が多くなっています。

その他の年代で多い回答は、「障がいに対する教師の理解を深めること」、「能力や障がいに応じた指導を充実させること」となっています。

％	全体 (計:668)	0歳～6歳 (計:7)	7歳～17歳 (計:31)	18歳～39歳 (計:70)	40歳～64歳 (計:171)	65歳以上 (計:382)
能力や障がいに応じた指導を充実させること	38.2	85.7	83.9	62.9	36.3	30.1
障がいに対する教師の理解を深めること	37.0	100.0	74.2	58.6	39.2	28.0
障がいを理由としたいじめや不登校等の対応	25.0	28.6	48.4	44.3	23.4	20.4
施設・設備, 教材などを充実させること	23.4	57.1	51.6	35.7	24.0	17.8
相談体制を充実させること	22.6	28.6	54.8	34.3	24.0	17.0
まわりの子どもとの交流機会を増やすこと	18.9	14.3	29.0	27.1	20.5	16.0
特別支援教育支援員やコーディネーターの増員	17.2	71.4	48.4	24.3	17.0	12.8
療育指導が受けられること	15.3	71.4	54.8	27.1	13.5	9.9
医療的ケア(導尿, 経管栄養, 痰の吸引など)が受けられること	13.6	28.6	25.8	24.3	17.0	8.9
放課後の活動場所を整備すること	12.7	57.1	54.8	18.6	11.1	8.1
通常の学級への受入れを進めること	12.4	0.0	25.8	24.3	13.5	8.9
その他	2.7	0.0	3.2	4.3	4.7	1.3
無回答	41.9	0.0	0.0	11.4	36.3	54.2

⑦外出するときの手段

外出する際の主な交通手段は、「自家用車(家族運転)」が最も多く、次いで「自家用車(本人運転)」、「徒歩」となっています。

%	全体 (計:668)	身体障がい (計:493)	知的障がい (計:95)	精神障がい (計:82)	自立支援医療 (計:82)	難病患者 (計:91)
自家用車(家族運転)	49.6	47.5	68.4	31.7	39.0	61.5
自家用車(本人運転)	34.4	35.9	5.3	30.5	26.8	46.2
徒歩	27.7	22.5	42.1	36.6	35.4	23.1
電車	16.5	12.0	23.2	32.9	29.3	11.0
自転車	15.0	12.4	22.1	26.8	26.8	4.4
デマンドタクシー「あいのりくん」	13.8	15.4	11.6	18.3	23.2	11.0
施設や病院などの送迎車	9.7	10.3	8.4	6.1	6.1	8.8
車イス	6.7	9.1	2.1	1.2	1.2	7.7
バス	6.4	3.9	7.4	19.5	19.5	7.7
タクシー	5.7	6.3	3.2	6.1	4.9	6.6
バイク	1.2	1.2	0.0	2.4	1.2	1.1
移送サービス「はーとろーど」	0.4	0.6	0.0	1.2	0.0	0.0
その他	2.2	1.4	2.1	6.1	3.7	3.3
無回答	4.6	5.7	5.3	2.4	2.4	3.3



## ⑧外出時に困ることや不便に思うこと

外出時に困ることや不便に思うことについては、身体障がい者と難病患者で「建物・駅などの段差」、知的障がい者、精神障がい者、自立支援医療受給者で「発作など突然の身体の変化が心配」、「周囲の目が気になる」など、外出に対する不安があることがうかがえるため、公共施設の整備をはじめ、村民が障がいに対する理解を深め、地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

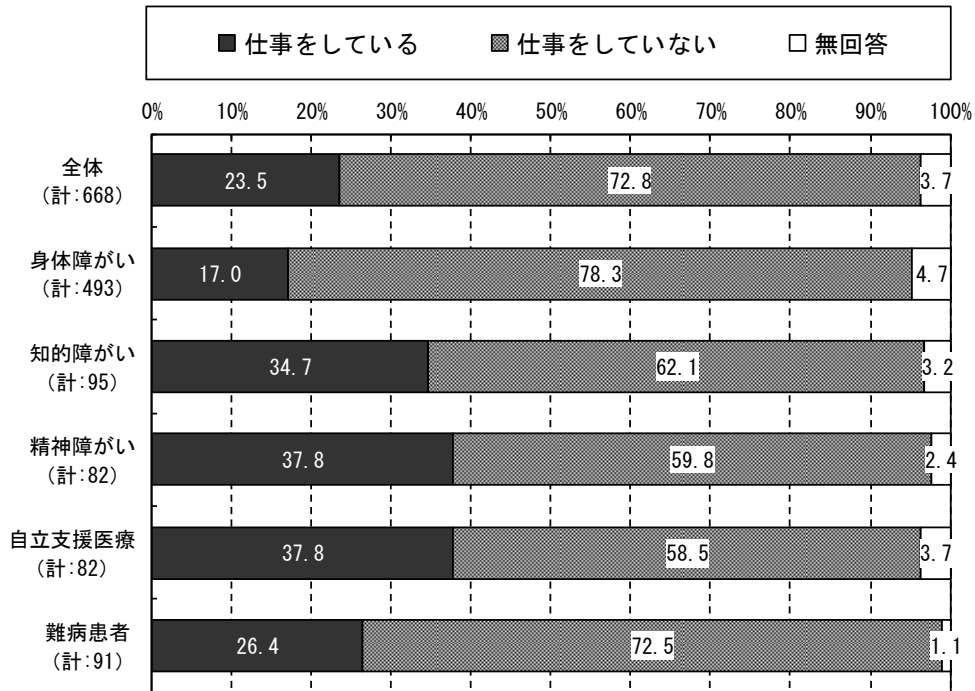
%	全体 (計:668)	身体障がい (計:493)	知的障がい (計:95)	精神障がい (計:82)	自立支援医療 (計:82)	難病患者 (計:91)
建物・駅などの階段	28.1	32.3	12.6	14.6	12.2	36.3
道路の段差	26.3	30.8	12.6	14.6	14.6	36.3
トイレ	21.7	23.3	15.8	12.2	13.4	31.9
エレベーターやエスカレーターがない	12.9	15.2	4.2	6.1	7.3	20.9
発作など突然の身体の変化が心配	12.4	13.0	15.8	13.4	17.1	11.0
歩道橋	12.1	13.8	4.2	6.1	8.5	20.9
電車・バスなどへの乗車が困難	12.0	13.4	8.4	9.8	11.0	13.2
横断歩道の信号が早く変わりすぎる	9.7	9.1	8.4	13.4	15.9	7.7
障がい者用の駐車場がない	9.7	11.4	5.3	4.9	6.1	15.4
周囲の目が気になる	7.3	4.5	15.8	20.7	23.2	4.4
外出にお金がかかる	6.4	4.7	9.5	19.5	17.1	4.4
放置自転車や看板等の障害物	4.5	4.9	5.3	3.7	3.7	5.5
標識や表示がわかりにくい	3.0	2.6	6.3	4.9	3.7	1.1
介助者が確保できない	3.0	2.4	5.3	2.4	2.4	4.4
改札口が狭い	1.8	1.6	1.1	1.2	1.2	1.1
点字ブロックがない	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
特になし	27.4	23.7	32.6	30.5	31.7	20.9
その他	4.6	4.3	5.3	7.3	6.1	1.1
無回答	12.1	13.6	15.8	11.0	11.0	11.0

⑨就労状況及び今後の就労意向について

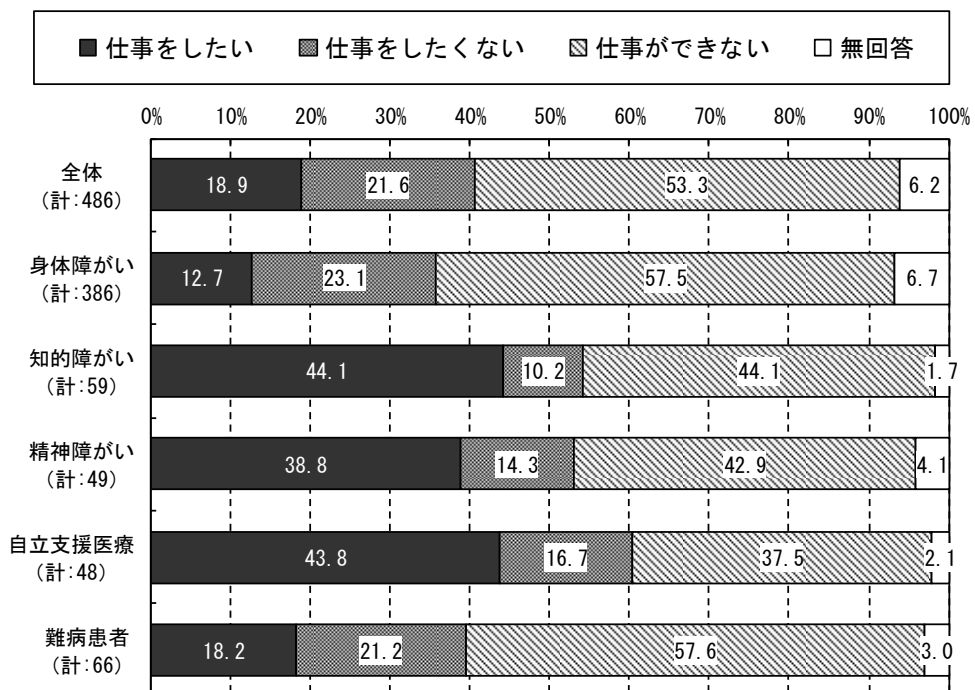
就労状況については、「仕事をしている」が23.5%、「仕事をしていない」が72.8%となっています。

今後の就労意向については、「仕事をしたい」が18.9%、「仕事をしたくない」が21.6%、「仕事ができない」が53.3%となっています。障がい種別では、知的障がい者、精神障がい者、自立支援医療受給者で「仕事をしたい」の割合が4割と高くなっています。

【就労状況について】



【就労意向について】



## ⑩就労支援として必要だと思うことについて

障がい者の就労支援で必要なことでは、「本人の能力に合った仕事」が40.6%と最も多く、次いで「職場の障がい者への理解」が39.5%、「通勤手段の確保」が31.1%となっています。

障がい種別では、精神障がい者、自立支援医療受給者で「体調にあった勤務体制」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「就職支援」が他の障がいより高い傾向がうかがえます。

%	全体 (計:668)	身体障がい (計:493)	知的障がい (計:95)	精神障がい (計:82)	自立支援医療 (計:82)	難病患者 (計:91)
本人の能力に合った仕事	40.6	34.3	62.1	57.3	59.8	34.1
職場の障がい者への理解	39.5	33.5	57.9	52.4	52.4	37.4
通勤手段の確保	31.1	28.0	41.1	42.7	41.5	33.0
体調にあった勤務体制	29.2	26.2	29.5	47.6	48.8	29.7
短時間勤務や勤務日数等の 配慮	27.1	21.5	30.5	47.6	45.1	31.9
就職支援	20.8	17.0	25.3	37.8	37.8	16.5
勤務場所におけるバリアフリー 等の配慮	18.4	18.3	11.6	19.5	18.3	18.7
職場で介助や援助等が 受けられること	18.0	15.0	28.4	28.0	25.6	14.3
就労後のフォローなど職場と 支援機関の連携	17.8	11.4	34.7	35.4	39.0	16.5
仕事についての職場外での 相談対応、支援	17.4	13.4	26.3	34.1	35.4	16.5
福祉的就労の場の拡充	16.8	11.8	34.7	29.3	34.1	14.3
在宅勤務の拡充	16.3	14.8	8.4	23.2	19.5	18.7
企業ニーズに合った就労訓練	12.6	9.1	22.1	20.7	18.3	11.0
その他	4.0	3.4	4.2	8.5	8.5	3.3
無回答	34.1	40.8	16.8	19.5	14.6	35.2

第1部 総論 第2章 東海村の障がい者を取り巻く現状

また、就労状況及び就労意向別でみると、「仕事をしている」と回答した人は、「本人の能力に合った仕事」が最も多く、次いで「職場の障がい者への理解」、「体調にあった勤務体制」が高くなっています。

また、「仕事をしていない」と回答した人の中で「仕事をしたい」と回答した人は、「職場の障がい者への理解」が最も多く、次いで「本人の能力に合った仕事」、「就労支援」が高くなっています。

%	全体 (計:668)	仕事をしている (計:157)	仕事をしていない (計:486)			
			仕事をしたい (計:92)	仕事をしたくない (計:105)	仕事ができない (計:259)	
本人の能力に合った仕事	40.6	52.2	38.7	67.4	35.2	32.4
職場の障がい者への理解	39.5	50.3	37.9	70.7	33.3	31.3
通勤手段の確保	31.1	35.0	31.1	46.7	30.5	27.0
体調にあった勤務体制	29.2	36.3	28.2	48.9	23.8	24.3
短時間勤務や勤務日数等の配慮	27.1	33.1	26.1	44.6	23.8	21.6
就職支援	20.8	19.1	22.2	57.6	12.4	15.1
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	18.4	19.1	18.9	18.5	17.1	21.2
職場で介助や援助等が受けられること	18.0	15.3	19.8	32.6	14.3	18.5
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	17.8	21.7	17.5	33.7	12.4	13.5
仕事についての職場外での相談対応、支援	17.4	19.7	17.5	40.2	9.5	13.5
福祉的就労の場の拡充	16.8	17.2	17.5	34.8	10.5	14.3
在宅勤務の拡充	16.3	16.6	17.1	19.6	19.0	16.2
企業ニーズに合った就労訓練	12.6	15.3	12.3	21.7	12.4	9.7
その他	4.0	4.5	3.9	2.2	3.8	5.0
無回答	34.1	12.7	38.3	3.3	35.2	47.9

## ⑪相談したいと思うこと

相談したいことは、「健康や治療に関すること」が19.3%と最も多く、次いで「生活費などの金銭的なこと」が13.6%、「緊急時や災害時に関すること」が12.4%となっています。

障がい種別でみると、知的障がい者、精神障がい者、自立支援医療受給者で「仕事や就職に関すること」が他の障がいに比べ高くなっており、障がいの特性や相談内容に応じた支援体制が求められています。

%	全体 (計:668)	身体障がい (計:493)	知的障がい (計:95)	精神障がい (計:82)	自立支援医療 (計:82)	難病患者 (計:91)
健康や治療に関すること	19.3	17.4	9.5	32.9	29.3	27.5
生活費などの金銭的なこと	13.6	10.8	9.5	43.9	40.2	15.4
緊急時や災害時に関すること	12.4	12.4	16.8	12.2	12.2	11.0
福祉サービスに関すること	12.3	9.7	21.1	17.1	22.0	15.4
介助や介護に関すること	9.9	10.8	5.3	7.3	6.1	12.1
仕事や就職に関すること	9.3	5.1	20.0	24.4	29.3	8.8
外出や移動に関すること	7.2	6.3	6.3	15.9	14.6	6.6
家族に関すること	6.1	3.7	3.2	19.5	20.7	5.5
住まいに関すること	5.7	4.5	6.3	9.8	11.0	3.3
家事(炊事・洗濯・掃除)に関すること	4.8	3.4	3.2	13.4	12.2	6.6
家族や地域との関係に関すること	3.9	1.6	5.3	15.9	18.3	3.3
恋愛や結婚に関すること	3.0	1.6	5.3	11.0	9.8	1.1
就学や進学に関すること	2.7	1.8	8.4	6.1	4.9	2.2
特にない	38.2	40.8	25.3	18.3	20.7	36.3
その他	2.2	1.6	6.3	6.1	4.9	4.4
無回答	15.9	18.7	16.8	4.9	6.1	14.3

### ⑫障がいのことや福祉サービス等の情報を知る方法

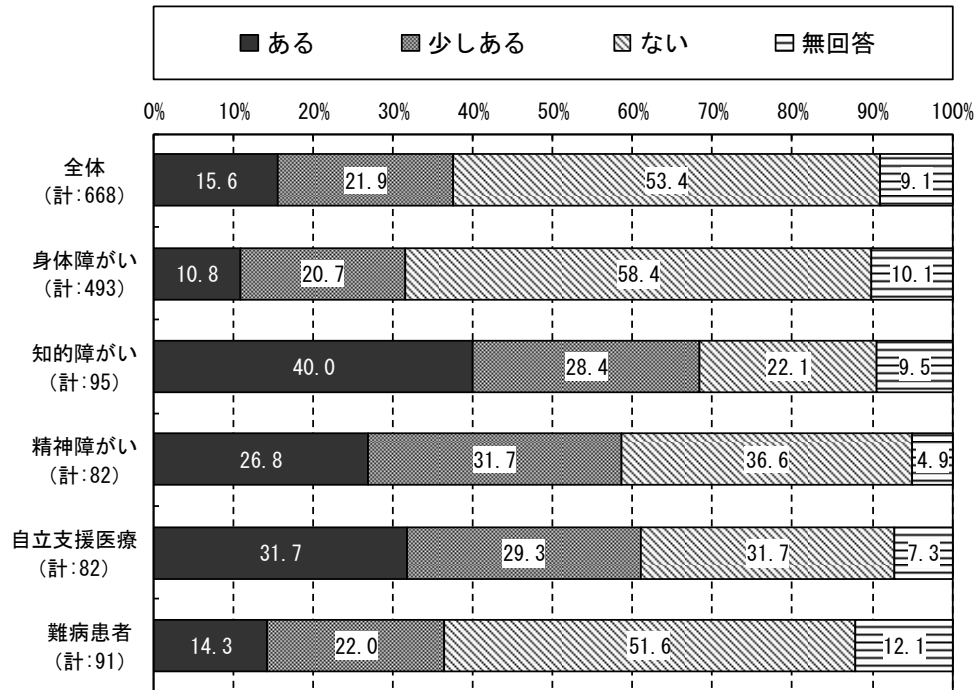
障がいのことや福祉サービス等の情報を知る方法については、「行政機関の広報誌」、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が高くなっています。

また、知的障がい者や精神障がい者、自立支援医療受給者、難病患者で「家族や親せき、友人・知人」の割合も高く、障がい者を支える人たちへの情報の提供や、適切な知識の普及を図ることが求められています。

％	全体 (計:668)	身体障がい (計:493)	知的障がい (計:95)	精神障がい (計:82)	自立支援医療 (計:82)	難病患者 (計:91)
行政機関の広報誌	36.1	36.5	22.1	26.8	29.3	39.6
本や新聞、雑誌の記事、 テレビやラジオのニュース	30.8	32.0	21.1	25.6	26.8	33.0
家族や親せき、友人・知人	30.8	28.6	45.3	30.5	30.5	27.5
かかりつけの医師や看護師	21.6	23.1	9.5	26.8	29.3	27.5
サービス事業所の人や 施設職員	17.1	14.8	29.5	22.0	28.0	13.2
インターネット	15.3	11.8	10.5	28.0	30.5	17.6
病院のケースワーカーや 介護保険のケアマネジャー	14.2	15.8	5.3	14.6	15.9	19.8
行政機関の相談窓口	12.9	11.0	15.8	23.2	24.4	7.7
障がい者団体や家族会 (団体の機関誌など)	5.4	3.4	12.6	11.0	15.9	6.6
民生委員・児童委員	4.0	4.5	1.1	4.9	6.1	2.2
相談支援事業所などの民間の 相談窓口	3.1	1.8	11.6	9.8	13.4	0.0
通園施設や保育所、幼稚園、 学校の先生	2.8	0.6	16.8	1.2	2.4	0.0
その他	3.4	2.4	3.2	11.0	9.8	8.8
無回答	12.1	13.4	13.7	3.7	6.1	12.1

### ⑬差別や嫌な思いの経験

差別や嫌な思いの経験については、知的障がい者、精神障がい者、自立支援医療受給者で「ある」と「少しある」を合わせた割合が半数以上となっています。



### ⑭差別や嫌な思いを経験した場所

差別や嫌な思いを経験した場所については、障がい種別により特徴があり、身体障がい者と難病患者では「外出先」、知的障がい者では「学校・仕事場」、精神障がい者では「住んでいる地域」、「学校・仕事場」、「仕事を探すとき」で高くなっています。教育現場や地域社会での差別や人権侵害行為の防止に関する啓発や知識の普及を図ることが求められています。

%	全体 (計:250)	身体障がい (計:155)	知的障がい (計:65)	精神障がい (計:48)	自立支援医療 (計:50)	難病患者 (計:33)
外出先	44.8	46.5	50.8	25.0	30.0	51.5
学校・仕事場	32.4	20.0	53.8	39.6	50.0	30.3
病院などの医療機関	22.8	23.2	21.5	20.8	28.0	24.2
住んでいる地域	21.6	14.2	18.5	47.9	44.0	18.2
仕事を探すとき	16.0	12.3	10.8	31.3	32.0	18.2
休日など自由な時間を楽しむとき	15.2	9.7	21.5	18.8	20.0	6.1
家庭	11.2	6.5	7.7	22.9	22.0	12.1
その他	9.6	9.7	6.2	18.8	14.0	18.2
無回答	2.0	3.2	1.5	2.1	2.0	0.0

⑮火事や災害時に困ること

災害時に困ることについては、障がい種別により特徴があり、精神障がい者、自立支援医療受給者、難病患者では「薬の確保」、「病院への通院手段」の割合が高くなっています。

東日本大震災以降、特に災害弱者といわれる障がい者や高齢者等の避難体制の整備が急務とされ様々な分野で検討しています。災害時における連絡体制や施設整備を含め効率的な避難支援体制の確保とともに、平常時から支援を必要とする方の状況把握、地域住民が相互に協力しあえる体制づくりや、近隣住民等による支援体制が必要です。

％	全体 (計:668)	身体障がい (計:493)	知的障がい (計:95)	精神障がい (計:82)	自立支援医療 (計:82)	難病患者 (計:91)
食料や水の確保	55.5	53.1	53.7	61.0	59.8	57.1
薬の確保	40.9	39.4	23.2	62.2	64.6	45.1
必要な情報がはらない	31.4	30.0	32.6	32.9	35.4	36.3
病院への通院手段	31.3	30.6	16.8	54.9	54.9	33.0
ガソリンの確保	30.7	31.4	16.8	29.3	26.8	36.3
避難所に行けなかった	10.0	8.9	15.8	17.1	15.9	5.5
避難所のバリアフリー化	7.5	9.1	5.3	3.7	7.3	3.3
避難所にいづらかった	7.2	3.9	18.9	19.5	22.0	3.3
在宅酸素等の医療	3.7	5.1	3.2	4.9	1.2	5.5
ストマ器具などの備蓄	3.4	4.3	2.1	0.0	0.0	1.1
その他	5.8	4.9	8.4	12.2	15.9	8.8
無回答	15.0	16.2	15.8	7.3	9.8	15.4



## ⑩ 今後重要だと思う福祉施策

障がい福祉を充実させるために東海村が特に力を入れていく必要があることについては、「必要な時に介助が受けられること」が55.1%と最も多く、次いで「困ったときの相談・指導・情報提供が受けられること」が50.4%、「健康管理、医療、リハビリテーションが受けやすいこと」が40.9%となっています。

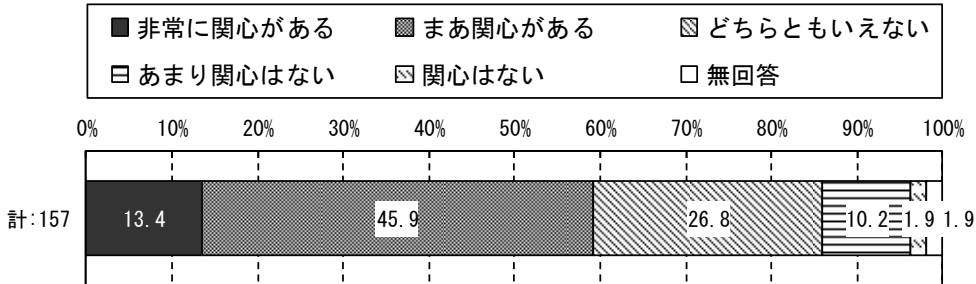
障がい種別では、身体障がい者、難病患者は「必要なときに介助が受けられること」、知的障がい者は「施設が整備されること」、「障がい者への理解が促進されること」、精神障がい者、自立支援医療受給者は「困ったときの相談・指導・情報提供が受けられること」、「障がい者への理解が促進されること」などが高くなっています。

%	全体 (計:668)	身体障がい (計:493)	知的障がい (計:95)	精神障がい (計:82)	自立支援医療 (計:82)	難病患者 (計:91)
必要なときに介助が受けられること	55.1	59.4	45.3	39.0	37.8	57.1
困ったときの相談・指導・情報提供が受けられること	50.4	49.1	47.4	57.3	59.8	49.5
健康管理、医療、リハビリテーションが受けやすいこと	40.9	40.4	37.9	43.9	45.1	40.7
施設が整備されること	38.5	37.5	51.6	35.4	36.6	37.4
外出が容易にできるようになること	32.0	32.3	26.3	32.9	36.6	38.5
障がい者にとって安全で快適な街づくりであること	29.5	30.6	30.5	25.6	25.6	31.9
障がい者への理解が促進されること	28.3	21.5	49.5	50.0	50.0	19.8
安心して住める住宅があること	25.0	19.7	33.7	36.6	39.0	30.8
自分の適した就労ができること	22.8	14.6	47.4	41.5	45.1	22.0
村内企業、公共機関の障がい者雇用の促進	21.7	15.6	40.0	39.0	39.0	24.2
障がい児に対する教育・療育の充実	17.1	12.8	33.7	19.5	19.5	13.2
当事者や家族へのカウンセリングの充実	16.3	11.6	25.3	36.6	37.8	13.2
ピアカウンセリングの充実	15.6	11.4	17.9	29.3	25.6	23.1
余暇活動が充実していること	12.3	9.7	16.8	19.5	22.0	12.1
その他	3.6	2.2	4.2	12.2	9.8	2.2
無回答	12.3	14.0	12.6	9.8	11.0	13.2

### (3) 村民アンケート調査結果

#### ①福祉に関する関心度

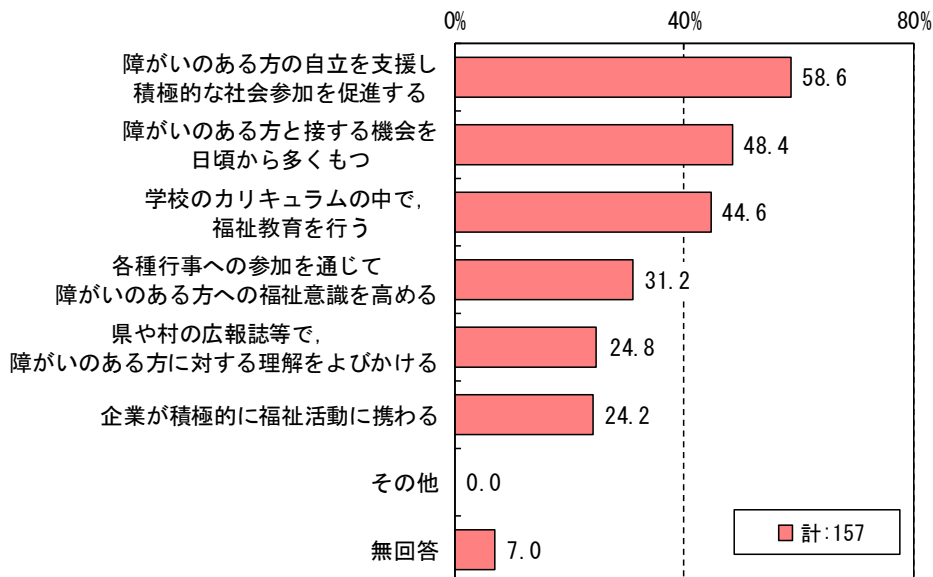
障がい者の福祉や施策の関心度は、「非常に関心がある」と「まあ関心がある」を合わせた割合は、59.3%となっています。



#### ②障がいのある方に対する村民の理解を深めるために必要なこと

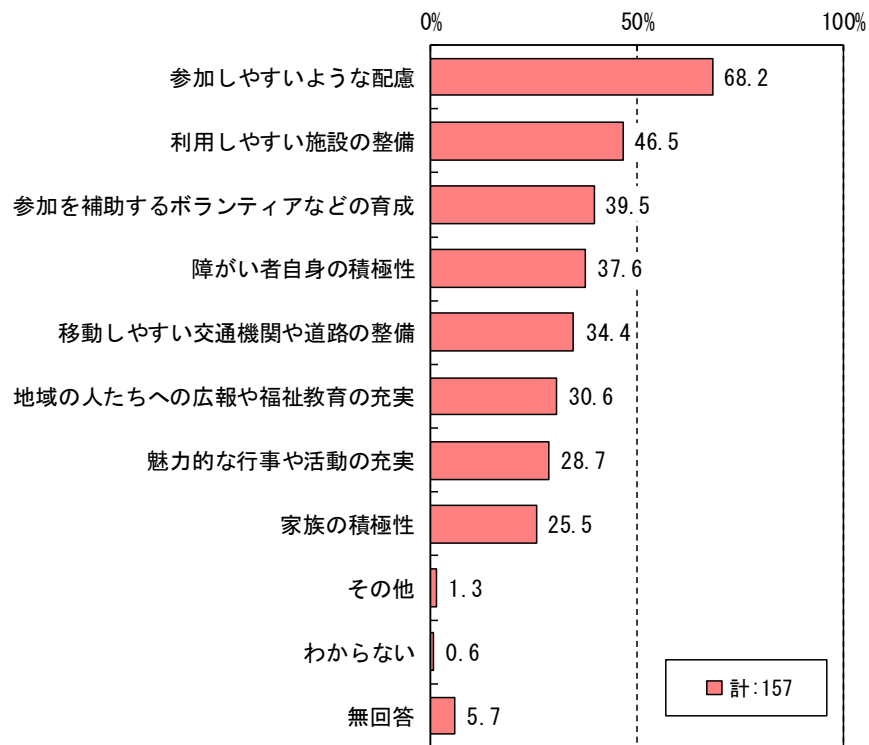
障がい者への村民の理解を深めるために何が必要かでは、「障がいのある方の自立を支援し積極的な社会参加を促進する」が58.6%で最も多く、次いで「障がいのある方と接する機会を日頃から多くもつ」が48.4%、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が44.6%となっています。

福祉のまちづくりを推進していくために、障がい者向けのアンケート調査でも村民の障がいに対する理解促進への要望もみられることから、啓発・広報活動により、障がいに対する理解の促進や地域で支える福祉意識の向上が必要であると言えます。



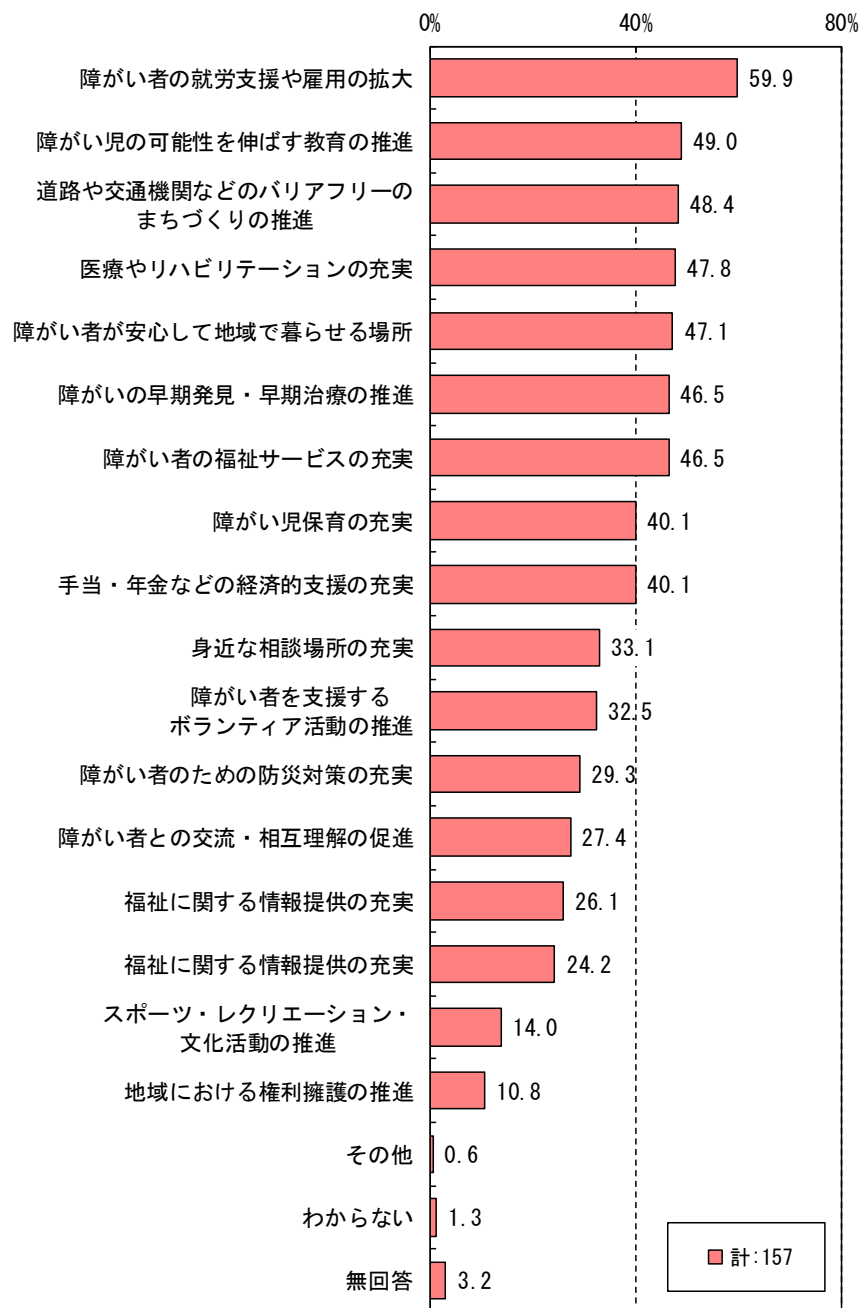
### ③障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと

障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切だと思うかでは、「参加しやすいような配慮」が68.2%と最も多く、次いで「利用しやすい施設の整備」が46.5%、「参加を補助するボランティアなどの育成」が39.5%、「障がい者自身の積極性」が37.6%、「移動しやすい交通機関や道路の整備」が34.4%となっています。



#### ④今後重要だと思う福祉施策

障がい者に特に必要な福祉政策については、「障がい者の就労支援や雇用の拡大」が59.9%と最も多く、次いで「障がい児の可能性を伸ばす教育の推進」が49.0%、「道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進」が48.4%となっています。



# 第3章

## 将来像と基本目標



## 第3章 将来像と基本目標

### 1. 計画の将来像

「東海村第5次総合計画2011-2020」後期基本計画では、福祉・健康分野の将来像を「みんなが健やかにいきいきと暮らすまち」とし、障がい福祉については「障がい者が自分らしく暮らせるまちをつくる」と政策目標を定めています。

本計画においても「東海村第5次総合計画2011-2020」後期基本計画の政策目標と整合を図り、一人ひとりが共に生きる喜びを感じあえる地域社会の実現を目指します。

将来像

### **障がい者が自分らしく暮らせるまちをつくる**

基本目標

1. 障がい者の社会参画と自立への支援
2. 障がい者の医療・福祉の充実
3. 障がい者が尊重され、安全・安心して生活できる環境づくり

## 2. 基本目標

将来像を具体化していくため、3つの基本目標を掲げ、障がい者福祉施策の総合的な推進を図ります。

### 基本目標1 障がい者の社会参画と自立への支援

#### 【施策の方向性1】就労支援の充実と社会参加の促進

障がい者が地域で働くことは、経済的自立のためだけでなく、自己実現や主体的に生きがいある生活を送るために重要です。

そのため、各種支援や制度の活用を図りながら、行政や民間事業所での雇用を促進し、就業の拡大に努めます。また、一般企業などへの就職が困難な人への福祉的就労の場の確保・充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、障がい者が就業や通所を安定的に続けていくための支援に努めます。

さらに、障がい者の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興などに取り組みます。

#### 【施策の方向性2】障がい児の教育・育成支援の充実

障がい児が、安心して地域の中で生活できるよう支援していくとともに、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備が必要です。

そのため、障がい児やその家族に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた保育・教育環境づくりに努め、子育て、福祉、保健、教育等の関係機関が連携しニーズに応じた支援を推進します。



## 基本目標2 障がい者の医療・福祉の充実

### 【施策の方向性1】医療・保健の充実

障がいなどの予防と早期発見，療育，治療，医学的リハビリテーションは，障がい者の健やかな暮らしを支えていく上で，最も重要な課題の一つです。

そのために，障がいの原因の一つとなる疾病等の予防，早期発見・早期療育・早期治療を図るとともに，障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図ります。

### 【施策の方向性2】障害福祉サービス等の充実

障がい者の生活上の困難は個人によって異なり，個々のニーズに応じた生活の相談支援や福祉サービスの充実を図る必要があります。

そのため，適切な支援が受けられるよう，訪問系サービスの充実や日中活動の場の確保による社会参加の促進，住み慣れた地域で安心して暮らせる居住支援など，福祉サービス提供体制を確保します。

## 基本目標3 障がい者が尊重され，安全・安心して生活できる環境づくり

### 【施策の方向性1】障がいに対する理解啓発と権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の趣旨に基づき障がい者への偏見や差別の解消，虐待防止，さらには障がい者の権利を守るための取り組みなどを総合的に推進することが求められます。

そのため，障がい者への差別や虐待の防止，解消に取り組み，障がい者が尊重され，地域で安心して暮らしていける環境づくりに取り組みます。

### 【施策の方向性2】安心して暮らせる生活環境づくり

障がいのあるなしに関わらず，誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報アクセシビリティの向上，生活環境の支援を推進します。

また，地域住民や関係機関との連携を図りながら，防災対策や防犯対策の充実に取り組みます。

### 3. 体系図

障害者計画は、国の障害者基本計画に基づく障害者福祉施策全般にわたる総合計画です。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者計画の中の障害福祉サービス等に関する計画となっています。

◇東海村障害者計画（障害者基本法による）

将来像	基本目標	施策の方向性	具体的な施策
障がい者が自分らしく暮らせるまちをつくる	【基本目標1】 障がい者の社会参画と自立への支援	1. 就労支援の充実と社会参加の促進	(1) 就労機会の拡大及び雇用の安定
			(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
		2. 障がい児の教育・育成支援の充実	(1) 障がい児支援の充実
			(2) 教育の充実
	【基本目標2】 障がい者の医療・福祉の充実	1. 医療・保健の充実	(1) 早期発見・早期療育体制の整備
			(2) 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成
			(3) 精神障がい者への支援
		2. 障害福祉サービス等の充実	(1) 相談支援体制の充実と強化
			(2) 障害福祉サービスの充実
			(3) 地域生活の支援の充実
			(4) 福祉人材の養成・確保
		【基本目標3】 障がい者が尊重され、安全・安心して生活できる環境づくり	1. 障がいに対する理解啓発と権利擁護の推進
	(2) 福祉教育の充実とボランティアの活動の支援		
	(3) 差別の解消と権利擁護の推進		
	(4) 障がい者の虐待防止対策		
2. 安心して暮らせる生活環境づくり	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進		
	(2) 防災・防犯体制の整備		

◇東海村障害福祉計画（第5期）・東海村障害児福祉計画（第1期）

（障害者総合支援法や児童福祉法等によるサービス）

成果目標	障害福祉サービス等の見込量	
1 2 3 4 5 施設入所者の地域生活への移行 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 障がい児支援の提供体制の整備 福祉施設から一般就労への移行等 障がい者の重度化・高齢化や親亡き後「を見据えた地域生活支援拠点等の整備	障害福祉サービス等	1. 訪問系サービス
		2. 日中活動系サービス
		3. 居住系サービス
		4. 計画相談支援・地域相談支援
		5. 障がい児支援
		6. その他のサービス
	地域生活支援事業	1. 相談支援事業等
	2. 成年後見制度利用支援事業	
	3. 意思疎通支援事業	
	4. 日常生活用具給付事業	
	5. 移動支援事業	
	6. 地域活動支援センター	
	7. その他の事業	
	東海村独自の支援事業	

※東海村障害福祉計画（第5期）・東海村障害児福祉計画（第1期）の内容は57ページ以降となります。



# **第2部**

## **東海村障害者計画**



## 第2部 東海村障害者計画

### 第1章 障がい者の社会参画と自立への支援

#### 施策の方向性1. 就労支援の充実と社会参加の促進

##### (1) 就労機会の拡大及び雇用の安定

障がい者が地域で暮らし、自立した生活をしていくためには、地域でさまざまな組織が連携し、就労を支援していくことが重要です。また、就労意欲を持つ障がい者がその適性と能力に応じて就労できるように、多様な就労の場の確保が課題となっています。

2013（平成25）年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により法定雇用率が引き上げとなり、障がい者の働く場が拡充されました。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体などの公共機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することになり、障がい者の経済面での自立を推進しています。

2016（平成28）年4月には、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障がいのある人とない人の均等な機会及び待遇の確保等を進めています。また、この法改正では、2018（平成30）年4月から新たに精神障がい者が法定雇用率の算定基礎の対象に追加され、精神障がい者の雇用の義務化に伴う、法定雇用率の引き上げが行なわれるなど、障がい者への雇用環境の整備が進められてきています。

今後も障がいの状態や特性に応じた多様な就労の場を確保し、就職した障がい者が職場に適応して継続的に働くことができる環境づくりが求められています。

そのため、村内及び近隣の企業等に対して障がい者雇用に対する理解と取組を広く働きかけるとともに、学校、企業、関係機関等との連携のもと、障がい者本人の適性や障がいの状況などに応じた一般就労ができるよう支援します。

また、一般就労が困難な者にとっては、障がい者就労支援施設等での就労は、日中に働く場、訓練を受ける場として重要な役割を果たしていることから、身近な地域における福祉的な就労の場の充実に努めます。

また、今後も継続して、障がい者の就労支援、就労後定着するまでの相談支援を充実させるなど、公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。

### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査結果では、障がい者の就労支援で必要なことでは、「本人の能力に合った仕事」が最も多く、次いで「職場の障がい者への理解」、「通勤手段の確保」となっています。特に精神障がい者、自立支援医療受給者では「体調にあった勤務体制」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「就職支援」が他の障がいより高い傾向がうかがえます。
- 「仕事をしたい」と回答した人の就労支援で必要なことは、「職場の障がい者への理解」、「本人の能力に合った仕事」、「就職支援」が高くなっています。
- 村民アンケート調査では、障がい者への村民の理解を深めるために何が重要なこととして、「障がいのある方の自立を支援し積極的な社会参加を促進する」が最も多くなっています。
- 障がい者団体のヒアリングでは「村内に障がい者を雇用する企業が沢山あれば村外に就労しなくてもいいのかなと思います。村のチャレンジアップを3年して、村役場に就労できる様にするという案などどうでしょうか。」などの意見がありました。

### 具体的な取組

- ① 障がい者雇用に関する啓発活動の実施
- ② 障がい者雇用に積極的な企業の見学会の実施
- ③ 障がい者コーディネーターの雇用
- ④ 就労の場の確保と拡大
- ⑤ 村内就労資源マップの作成
- ⑥ 労働環境の整備
- ⑦ 障がい者雇用支援制度の活用促進
- ⑧ 就労後の就労定着相談
- ⑨ 障がい者就労施設等からの優先的購入の推進



## (2) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

スポーツやレクリエーション・文化活動は、人生をより豊かに、充実したものにします。障がいのある人もない人も、共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

本村では、障がいの有無にかかわらずスポーツの普及を図るとともに、体力増強・交流・余暇等の充実を図り、社会参加を促進しています。

障がい者の自己表現や社会参加の意欲が年々高まっています。生涯学習やレクリエーション・文化活動は、生きがいの創造や社会参加への意欲を高めていく上で極めて重要であることから、教育・文化活動など多様な活動の機会を創出していく必要があります。

また、2019（平成31）年のいきいき茨城ゆめ大会2019や2020（平成32）年の東京パラリンピックを契機に、障がい者スポーツの振興について、一層の気運醸成を図るとともに、障がいや障がい者に対する村民の理解を深める必要があります。

今後も継続して、障がいのある人とない人に対してスポーツ・レクリエーション・文化活動を支援するとともに、障がい者が各活動に参加しやすい環境の充実を図ります。また、障がい者がスポーツを行う上での指導者の育成に努めます。

さらに、障害福祉サービスや地域生活支援事業を活用し、各活動に障がい者が参加する上での負担を軽減していくとともに、障がい者の社会参加を促進するために、移送サービス「はーとろーど」や障がい者等移動支援などを活用し外出する際の移動等の支援を実施します。

### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査結果では、外出する目的として、全体で「趣味やスポーツ」が20.2%となっています。また、外出するときを利用する交通手段は自家用車（家族運転）」、「自家用車（本人運転）」の割合が高くなっています。

### 具体的な取組

- ① レクリエーションの充実及び活動の支援
- ② 芸術文化活動・国際交流の振興
- ③ 障がい者も楽しめるスポーツ活動や大会及び各種教室等の支援
- ④ 障がい者スポーツ指導者の育成
- ⑤ 移動支援サービスの充実・検討

## 施策の方向性2. 障がい児の教育・育成支援の充実

### (1) 障がい児支援の充実

障がい児が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を支援するためには、一人ひとりの状況に応じた療育が大切です。小学校への就学も見据え、乳幼児期から保育所や幼稚園及び医療機関などの関連機関と連携し、障がいのある子どもの支援をしていく必要があります。

また、障がいのある乳幼児が保育所や幼稚園を利用しやすいようにするための施設整備の支援や保育施設の運営の助成を行っていくとともに、保育士など障がいのある乳幼児の保育に関わる人材の育成が必要です。

本村では、療育や就学などの相談、指導については関係機関が連携し、相談体制を充実させ、障がいのある乳幼児やその家族のニーズにあった支援を行っていきます。

#### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査では、障がい福祉を充実させるために東海村が特に力を入れていく必要があることとして、知的障がい者では「障がい児に対する教育・療育の充実」が33.7%と他の障がいより高くなっています。

#### 具体的な取組

- ① 相談体制の充実
- ② 一貫した早期療育体制の整備
- ③ 保育所・幼稚園・児童発達支援等の障がい児療育の推進
- ④ 障がい児保育等の充実
- ⑤ 放課後児童対策事業の充実

## (2) 教育の充実

障がいのある子どもの教育は、自立や社会参加に向けて、地域とともに学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障がいの特性に応じた適切な支援を行うことが大切です。

特に、発達障がいのある子どもや、障がいの重度・重複化、多様化に対応した支援が求められています。そのためには、教職員の障がいのある子ども及び特別支援教育に対する理解を深め、支援体制の充実を図る必要があります。

そのため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るとともに、障がいのある子とない子が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育の充実を図ります。

また、個別の支援計画の作成と活用、合理的配慮の決定・提供により、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒の理解と学習上又は生活上の困難者に対する適切な指導の工夫・改善を図ります。

さらに、就学期を迎え、新たな進路を選択する時期にある障がいのある子どもとその家族にとって、教育機会の選択は大きな岐路の一つとなります。就学前から就学中、卒業後の一貫した相談体制を充実します。

### アンケート調査結果等

- 障がい児が学ぶための環境に望ましいことは、「能力や障がいに応じた指導を充実させること」、「障がいに対する教師の理解を深めること」、「障がいを理由としたいじめや不登校等の対応」が高くなっています。また、年齢別でみると、「0歳～6歳」では、「障がいに対する教師の理解を深めること」、「能力や障がいに応じた指導を充実させること」、「特別支援教育支援員やコーディネーターの増員」、「療育指導が受けられること」などの回答が多くなっています。
- 村民アンケート調査結果では障がい者に特に必要な福祉政策については、「障がい児の可能性を伸ばす教育の推進」が第2位となっています。
- 障がい者団体のヒアリングでは「小・中学校の特別支援教育を充実させてほしい。重度でも地域の学校へ通えるように。担当教師が特別支援学校の教師と同じ位の専門性を持ち、他の先生との連携を図って学校全体で育ててほしい。」などの意見がありました。

### 具体的な取組

- ① 障がい児それぞれのライフステージに合わせた支援
- ② 一貫した教育支援及び進路指導體制の充実
- ③ 特別支援教育の充実
- ④ 特別支援教育に関わる教職員の研修等の実施

## 第2章 障がい者の医療・福祉の充実

### 施策の方向性1. 医療・保健の充実

#### (1) 早期発見・早期療育体制の整備

幼少期における言葉の遅れなどの発達遅れは、発見が早期であればあるほど、より適切な対応や療育に取り組むことができます。

妊婦や乳幼児に対しては、各健康診査により疾病の早期発見につなげ、保護者が安心して育児に取り組めるよう支援していく必要があります。

本村では、健康診査や健康相談・健康教育等の各種施策を推進してきました。

また、母子保健事業では、妊婦及び乳幼児期の健康管理及び疾病、障がい等の早期発見、早期対応につなげることを目的に両親学級や妊婦健康診査・新生児訪問指導事業・乳幼児健康診査・育児相談等を実施しています。

今後も継続して、疾病予防の一步である健康づくり対策を充実させ、早期発見・早期療育体制の推進に努めるとともに、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、自閉症などの発達障がい等についても関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークの構築や一貫したサービスが受けられる体制を整えます。

#### アンケート調査結果等

- 村民アンケート調査結果では、障がい者に特に必要な福祉政策については、「障がいの早期発見・早期治療」が46.5%と約半数が回答しています。

#### 具体的な取組

- ① 障がいの早期発見・早期対応
- ② 相談・教室等の保健指導の充実
- ③ 発達障がい等の正しい知識の普及啓発
- ④ 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の促進

## (2) 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成

健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要であり、疾病や二次障がい予防への対応など、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた、きめ細かな保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

障がい者の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、保健・医療・福祉・リハビリテーション等の相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。

今後も継続して、障がい特性等に配慮した相談体制を充実させるとともに、障がい者及び障がい者世帯の経済的負担軽減に努めます。

また、難病患者をはじめ、定期的な通院を必要とする人も多く、障がいを軽減するリハビリテーションも重要です。本村では、指定難病等患者及び精神障がい者医療費助成金の支給や、在宅重度障がい者を対象に在宅福祉サービスの拡大を行い生活の質の向上を図ってきました。また、重度障がい者世帯を対象に住宅設備の改造にかかる費用の助成を行っています。

今後も継続して、在宅福祉サービス等の周知を図り、難病患者や在宅重度障がい者へ支援を行います。

### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査結果では、相談したいこととして、「健康や治療に関すること」が最も高くなっています。

### 具体的な取組

- ① 障がい者に対する医療体制の充実
- ② 保健・医療・福祉・リハビリテーション等の相談体制の充実
- ③ 在宅生活を支える訪問診療・リハビリテーション及び看護の充実
- ④ 難病患者等への医療費助成

### (3) 精神障がい者への支援

精神障がい者が退院後に安心して生活が送れるよう、精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備に努めてきました。

また、村民に対して精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、「こころの健康相談」の充実を図ってきました。

今後も継続して、精神障がい者が安心して社会生活を送れるよう、環境整備するとともに、精神疾患に対する村民への理解促進に努めます。

また、精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるよう医療機関等と連携をとり、個々の状態に応じたきめ細やかな支援ができるよう努めます。

精神障がい者への就労支援に関しては、公共職業安定所（ハローワーク）、茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携して行っていますが、職場への定着化が課題となっています。

今後も継続して、精神障がい者への就労支援を行うとともに、関係機関と連携して就労後の定着化に向けた相談支援体制の強化を図ります。

また、ストレス社会の現代において、年代にかかわらず、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。心の健康づくりと精神疾患の予防について、心の問題に関する相談対応のほか、健康教育の充実を図ります。

#### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査結果において、就労支援として、精神障がい者、自立支援医療受給者は「体調にあった勤務体制」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「就職支援」が他の障がいより高い傾向がうかがえます。

#### 具体的な取組

- ① 精神保健福祉施策の充実
- ② 精神疾患・精神障がいに対する理解促進
- ③ 就労後の相談支援体制の強化
- ④ 心の健康づくりの支援
- ⑤ 精神障がい者への就労支援及び相談支援体制の強化

## 施策の方向性2. 障害福祉サービス等の充実

### (1) 相談支援体制の充実と強化

不便や不安を感じることは、障がいの有無に関わらず、日常生活において少なくありません。手帳の交付や更新などに関わる各種手続きや利用するサービスに関することなど、障がい者またはその家族特有の問題を解決するためには、専門的な知識が必要となります。

今後も継続して、相談支援事業所を窓口とし、相談対応や情報提供を行うとともに、身体・知的・精神障がい者、難病患者、高次機能障がい者などの相談に対応している「なごみ東海村総合支援センター」を基幹相談支援センターとして、総合的な相談業務、成年後見制度利用支援事業、福祉施設からの地域移行支援、移行後の地域定着支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

また、相談を受ける側の専門的な知識向上を目的とした研修会などを実施し、専門的な知識を持った相談員の設置を行っていきます。

さらに、東海村障がい者総合支援協議会を中心として、障がい福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化し、地域における相談支援の課題解決に取り組むとともに、相談支援事業者間の情報交換や地域ネットワークの形成を目指します。

あわせて、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思表示ができるよう、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

#### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査結果では、障がいのことや福祉サービス等の情報を知る方法として、「行政機関の広報誌」が最も高くなっています。相談できるところがないのはなぜか尋ねたところ、「相談できる機関を知らない」が高くなっています。
- 障がい者団体のヒアリングでは「なごみ・役場などを利用している人はいいけれど、1人で悩んでいる人に伝わっていない。」などの意見がありました。

#### 具体的な取組

- ① 基幹相談支援センターの体制の充実
- ② 村内相談支援ツールの作成・周知
- ③ 障がい者相談支援事業の充実及び啓発
- ④ 相談支援専門員のスキルアップ
- ⑤ 相談支援に関わる機関・人との連携強化
- ⑥ 障がい者の権利を守る体制整備
- ⑦ 意思疎通支援の確保及び充実
- ⑧ 東海村障がい者総合支援協議会等との関係機関の連携強化



## (2) 障害福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズにあったサービスを利用しながら、自立した生活ができる環境整備が求められています。

これまで、障害福祉サービスの提供体制の充実や地域生活支援事業の充実に努めてきました。今後も、障がいのある一人ひとりのニーズに合った介護給付・訓練等給付等のサービスを提供し、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を送れるよう障害福祉サービス等の充実に努めます。

また、障がい児に対するサービスは、児童福祉法の一部改正により、身近な地域で支援を受けられるよう、障がい種別等にわかれている現行の障がい児施設について一元化されることを受け、身近な障害児通所支援の充実を図り、障がい児に関係する機関との連携をしています。また、障害児通所支援サービスを利用する児童についても、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントの充実を図り、一人ひとりの療育支援を行います。

### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査結果では、地域で生活するための支援として、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が高くなっています。

### 具体的な取組

- ① 基幹相談支援センターの体制の充実
- ② 村内相談支援ツールの作成・周知
- ③ 障がい者相談支援事業の充実及び啓発
- ④ 相談支援専門員のスキルアップ
- ⑤ 相談支援に関わる機関・人との連携強化
- ⑥ 障がい者の権利を守る体制整備
- ⑦ 意思疎通支援の確保及び充実
- ⑧ 障がい児の相談支援体制の充実・通所サービスの利用促進



### (3) 地域生活の支援の充実

障がい者が生活の安定を図るためには、障がい者のライフステージに合わせた支援が求められています。そのためには、福祉サービスや障害年金、障がいを支給事由とする各種手当、税の減免制度等を利用しやすく、わかりやすくすることも求められており、生活の基本となる医療体制等の充実、就労の場、住まいの場の確保に関する支援も、地域で自立した生活を送るためには必要です。

また、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会・緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備が必要です。

本村においては、障がい者が安心して生活するために、年金や各種手当制度等の周知及び住まい・居場所の情報提供を行っています。

今後、施設や病院から地域生活への移行や親元からの自立など、障がい者が生活の場を確保し安定した生活を継続するため、グループホーム等の居住系サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

また、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、東海村障がい者総合支援協議会と連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

#### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査結果では、将来どのように暮らしたいかで、全ての種別で「家族などといっしょに暮らしたい」が最も多く、次いで、身体障がい者と知的障がい者、難病患者では「福祉施設（障がい者施設、高齢者施設）で暮らしたい」、精神障がい者と自立支援医療受給者では「一人で暮らしたい（アパート）」となっています。
- 障がい者団体のヒアリングでは「親亡き後、または親がいる間にどのようなサービスを利用して生活していければ良いのか、情報提供していただきたい。」などの意見がありました。

#### 具体的な取組

- ① 年金・手当などの制度の周知
- ② 住まいの充実
- ③ 地域包括ケアシステムの構築・推進

#### (4) 福祉人材の養成・確保

障がい者の多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

また、聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者の養成・確保を図るとともに、様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。

##### アンケート調査結果等

- 村民アンケート調査では、障がい者が地域や社会に積極的に参加していくため、どのようなことが大切だと思ふこととして、「参加を補助するボランティアなどの育成」が第3位となっています。

##### 具体的な取組

- ① 障がい福祉関係者の資質向上
- ② 障がい者支援の担い手と支援団体の育成
- ③ 障がい福祉関係者・機関と地域住民の連携

## 第3章 障がい者が尊重され、安全・安心して生活できる環境づくり

### 施策の方向性1. 障がいに対する理解啓発と権利擁護の推進

#### (1) 広報・啓発活動の推進

障がい者の人権が尊重され、その能力が発揮できる共生社会の実現を図ることは、大変重要な課題です。共生社会を実現するためには、障がいや障がい者に対する理解を深めていく必要があります。

引き続き、障がいや障がい者に対する理解を広める広報・啓発活動が不可欠であり、広報誌などへの記事掲載や各種パンフレットの配布等を行います。

また、村内の様々な行事やイベントに際し、障がい者が参画しやすい環境づくりや、障がい者と住民が交流する機会を設けることに取り組んでいきます。

#### アンケート調査結果等

- 差別や嫌な思いを経験した場所については、障がい種別により特徴があり、身体障がい者と難病患者では「外出先」、知的障がい者では「学校・仕事場」、精神障がい者では「仕事を探すとき」、「学校・仕事場」、「住んでいる地域」で高くなっています。

#### 具体的な取組

- ① 広報誌、村公式ホームページを活用した周知
- ② 相談支援事業のPRチラシ作成
- ③ 屋外放送を活用した周知
- ④ 講演会等の開催
- ⑤ 地域の学習会等への協力
- ⑥ 児童・生徒を対象とした勉強会や講演会の実施
- ⑦ 街頭啓発活動の実施

## (2) 福祉教育の充実とボランティアの活動の支援

障がい者の人権が尊重され、その能力が発揮できる共生社会を実現するためには、障がいや障がい者に対する理解を深め、「こころのバリアフリー」を育て広げていく必要があります。

そのためには、幼い頃からの福祉教育や障がい者との交流活動を推進することが、子どもの豊かな人間性を育成する上で大きな意義があるものであり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられています。

これまで、学校教育の場において、児童・生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲を高めるための福祉教育を推進してきました。また、思いやりや助け合いのこころを育成するために、ボランティア活動や社会貢献活動の充実を図り、地域の関係機関との連携や特別支援学校との交流、共同学習を推進してきましたが、より一層の充実を図る必要があります。2016（平成28）年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育」の実現には、特別支援教育への理解を深めることが求められています。

今後、学校教育の場において、このような動きに対応した福祉教育を計画的に推進していきます。

また、障がい者との交流を通じてコミュニケーションを図ることにより、互いに理解し合うことが大切であるため、障がいのある人もない人も地域で気軽に交流できるような場づくりを進めます。

さらに、NPO・ボランティア活動は、障がい者が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っているとともに、村民が障がいに対して理解を深める機会となっています。ボランティア活動の拠点づくりとともに、NPOやボランティア活動を支援します。

### アンケート調査結果等

- 村民アンケート調査結果では、障がい者への村民の理解を深めるために何が必要かでは、「障がいのある方と接する機会を日頃から多くもつ」、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が高くなっています。

### 具体的な取組

- ① 交流・ふれあいの場の拡大及び支援
- ② イベント・講座等における交流の支援
- ③ 福祉教育体制の整備と充実
- ④ 交流教育の推進
- ⑤ ボランティア活動の整備・支援・情報提供
- ⑥ ボランティア育成の講習会等の開催
- ⑦ 村民のボランティア体験の場の拡大

### (3) 差別の解消と権利擁護の推進

2016（平成28）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、何が差別となるのかが定義され、障がいのある人もない人も、お互いに尊重して、暮らし、勉強し、働くことができるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現が求められています。

そのため、障がい者に対する差別や合理的配慮の提供を推進する取り組みを進めます。

また、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的・精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。このような障がい者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、障がい者にはこれらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。

親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークに取り組みます。

#### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査結果では、差別や嫌な思いを経験した場所については、障がい種別により特徴があり、身体障がい者と難病患者では「外出先」、知的障がい者では「学校・仕事場」、精神障がい者では「仕事を探すとき」、「学校・仕事場」、「住んでいる地域」で高くなっています。

#### 具体的な取組

- ① 成年後見制度の周知と利用支援事業の活用
- ② 障害者差別解消法の普及啓発と取り組みの推進
- ③ 行政職員等に対する障がい者に関する理解の促進と行政サービス等における合理的な配慮

#### (4) 障がい者の虐待防止対策

障がい者に対する虐待の防止が課題となっています。虐待を防ぎ、障がい者の尊厳を守ることが目的として、2012（平成24）年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。このような社会的な動きにも表れているように障がい者虐待の防止策の検討、支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

本村において、なごみ東海村総合支援センター内に「障がい者虐待防止センター」を設置し、関係機関と連携を図っています。

今後も、虐待防止策の検討や早期発見の体制強化、障がい者の保護とサポート体制の強化に積極的に取り組んでいきます。また、その後のサポート及び障がい者の養護者へのサポートを行います。

#### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査結果では、差別や嫌な思いを経験した場所については、身体障がい者と難病患者では「外出先」、知的障がい者では「学校・仕事場」、精神障がい者では「仕事を探すとき」、「学校・仕事場」、「住んでいる地域」で高くなっています。

#### 具体的な取組

- ① 障がい者虐待の未然防止, 早期発見, 迅速な対応, その後の適切な支援
- ② 障がい者虐待防止のためのネットワークの強化

## 施策の方向性2. 安心して暮らせる生活環境づくり

### (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障がい者が地域で生活するには、居住環境の改善や外出しやすい生活環境の整備が必要です。住宅をはじめ、道路や商業施設、病院など地域の各種施設が障がい者にとって利用しやすく、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

これまで、茨城県において制定された「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準の下、村内を自由に移動し、活動できるように、本村の公共・公益施設をユニバーサルデザインの視点に立ち、まちのバリアフリー化を進めてきました。

今後も継続して、公共・公益施設のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、店舗などの民間施設のバリアフリー化の整備を促進していきます。

また、障がい者が原因で通信及び情報の活用が十分にできないことのないよう、全ての障がい者に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報媒体や提供方法、体制などの充実を図ります。

障がい者が原因となって、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、情報バリアフリー化の推進や意思疎通のための支援に努めます。

#### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査結果では、外出時に困ることや不便に思うこととして、「建物・駅などの段差」、「道路の段差」、「トイレ」などの回答が多くなっています。

#### 具体的な取組

- ① バリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく事業の啓発及び推進
- ② 障がい者等に配慮した住宅の整備
- ③ 公共的施設等の改善整備
- ④ 情報のバリアフリーの推進



## (2) 防災・防犯体制の整備

東日本大震災をはじめ、全国各地で発生している豪雨や台風による惨状を目の当たりにし、多くの人が自然災害に対する不安を募らせています。

特に、要配慮者と言われる高齢者や障がい者等は、災害時には特別な支援が必要となります。地域の基本的な防災対策はもちろん、要配慮者の視点での対策も緊急の課題です。

本村では、災害時に支援を要する要配慮者を避難行動要支援者として、本人の申請に基づき、避難行動要支援者名簿に登録し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防署等の関係機関へ名簿提供することで、災害時に安否確認や避難支援を行っています。

また、地域防災計画において、総合福祉センター「絆」及びなごみ東海村総合支援センターを福祉避難所として指定し、避難行動要支援者を含めた障がい者が安心して避難生活を送れるような体制を整備しました。

今後も、災害時の対策として、緊急連絡システムの整備及び住民協力のもと、避難・救出・救護体制の整備の充実を図ります。

さらに、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

### アンケート調査結果等

- 障がい者アンケート調査結果では、災害時に困ることについては、障がい種別により特徴があり、精神障がい者、自立支援医療受給者、難病患者では「薬の確保」、「病院への通院手段」の割合が高くなっています。

### 具体的な取組

- ① 災害時の避難支援の体制整備
- ② 防犯・防災等の安全確保対策の推進
- ③ 消費者被害対策の啓発・推進



## **第3部**

**東海村障害福祉計画（第5期）・  
東海村障害児福祉計画（第1期）**



# 第3部 東海村障害福祉計画（第5期）・東海村障害児福祉計画（第1期）

## 第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

### 1. 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行について、国の基本指針では、2020（平成32）年度末における地域生活へ移行する人の数値目標を設定することとしています。

#### 【国の成果目標】

- ・2016（平成28）年度末時点の施設入所者の9%以上を2020（平成32）年度末までに地域生活へ移行
- ・2020（平成32）年度末時点での施設入所者を2017（平成29）年度末時点の施設入所者から2%以上削減

#### 【本村の考え方】

本村では、2016（平成28）年度末現在の入所者35人うち3人が、2020（平成32）年度までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、1人削減することを目標とします。

区分	数値	備考
2016（平成28）年度末時点の施設入所者数	35人	東海村で支給決定を受け、障がい者施設に入所している人の数
2020（平成32）年度末時点の施設入所者数	34人	
【目標値】地域生活移行者数	3人 9%移行	2020（平成32）年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数
【目標値】削減見込	1人 2%削減	2020（平成32）年度末時点での福祉施設入所者の削減見込数

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、国の基本指針では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、入院中の精神障がい者に関する目標値を定めることとしています。

### 【国の成果目標】

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ・2020（平成32）年度末時点の長期在院者数を65歳以上、65歳未満を設定する
- ・2020（平成32）年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上
- ・2020（平成32）年度における入院後6か月時点の退院率を84%以上
- ・2020（平成32）年度における入院後1年時点の退院率を90%以上

### 【本村の考え方】

本村では、国の成果目標に基づき、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、東海村障がい者総合支援協議会と連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

### 3. 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備について、国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、2020（平成32）年度末までに少なくとも一つを整備することとしています。

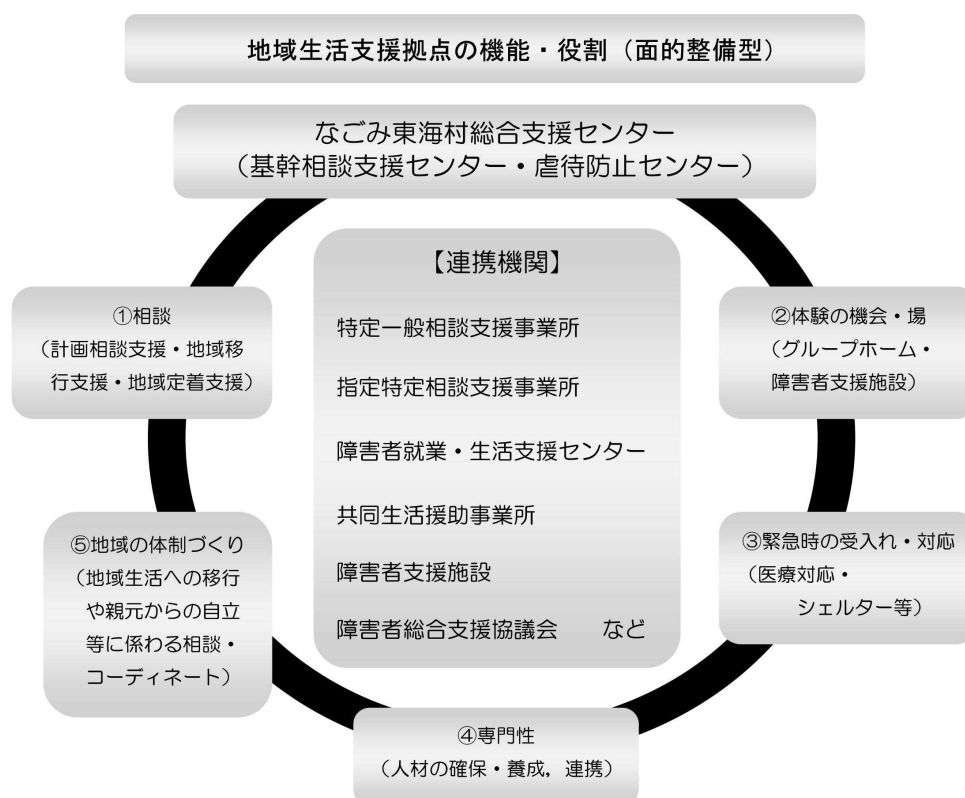
#### 【国の成果目標】

- ・2020（平成32）年度末までに、地域生活支援拠点を整備するため、保健福祉圏域、村単独、複数市町村による共同整備について検討する。

#### 【本村の考え方】

地域生活支援拠点の整備については、地域での取り組みが基礎となるため、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援に求められる機能として、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの5つが挙げられており、地域の課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくか、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況等、地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が連携して、整備を推進していきます。

国の基本指針で示された地域生活支援拠点のイメージを基に、本村では「面的整備型」を関係機関と整備について検討してきます。



## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等について、国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等及び就労定着支援事業等を通じて、2020（平成32）年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしています。

### 【国の成果目標】

- ・2020（平成32）年度中に一般就労への移行者数を2016（平成28）年度実績の1.5倍以上にする。
- ・2020（平成32）年度末における就労移行支援事業の利用者数を2016（平成28）年度末から2割以上増加させる。
- ・就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を2020（平成32）年度末までに全体の5割以上とする。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。

### 【本村の考え方】

本村では、2020（平成32）年度中に3人が福祉施設を退所し、一般就労することを目標とします。

また、2020（平成32）年度末の就労移行支援事業の利用者数については、24人の利用者数を目標とし、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上とします。

区分	数値	備考
2016（平成28）年度の年間一般就労移行者数	2人	2016（平成28）年度において福祉施設から一般就労した人の数 （村内では6事業所が実施しており、2人が一般就労に移行）
2016（平成28）年度の就労移行支援事業の利用者数	19人	2016（平成28）年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 2020（平成32）年度の年間一般就労移行者数	3人 1.5倍	2020（平成32）年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
【目標値】 2020（平成32）年度末の就労移行支援事業の利用者数	24人 1.26倍	
【目標値】 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割	就労移行率とは、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に一般就労へ移行した人の割合

※就労移行支援事業所等：生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制の整備について、国の基本指針では、2020（平成32）年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、2018（平成30）年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置をすることとしています。

### 【国の成果目標】

- ・児童発達支援センターの設置
- ・保育所等訪問支援を提供できる体制整備
- ・2020（平成32）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・2018（平成30）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

### 【本村の考え方】

本村においては、障がい児の地域支援体制の充実を図るため、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置、増設を検討していきます。

また、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

区分	数値	備考
【目標値】2020（平成32）年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所設置	2020（平成32）年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置
【目標値】2020（平成32）年度末時点の保育所等訪問支援事業所の設置	1か所設置	2020（平成32）年度末までに、保育所等訪問支援事業所を1か所以上設置
【目標値】2020（平成32）年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所	1か所増	2020（平成32）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置
2018（平成30）年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける	協議体の設置	2018（平成30）年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける

## 第2章 障害福祉サービス等の利用実績と第5期における見込量

### 1. 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むにあたっての重要なサービスとなります。

施設入所者の地域生活への移行や精神障がい者の地域生活への移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービス提供は不可欠であり、さらに、介護する者の高齢化等により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図り、見込み量の確保に努めます。

#### （1）居宅介護

サービス名	内容	対象者
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助等を行います。	障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）。

※障害支援区分とは、障がい者に対する介護の必要度を表す6段階の区分で数値が大きくなるほど介護の必要性が高くなります。区分1（軽度）⇒区分6（重度）

#### 【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
居宅介護	見込量	利用者数 (人/月)	15	17	20
		見込量 (時間分/月)	300	340	400
	実績値	利用者数 (人/月)	24	27	29
		サービス量 (時間分/月)	398	451	458
	計画対比	利用者数	160.0%	158.8%	145.0%
		サービス量	132.7%	132.6%	114.5%

#### 【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
居宅介護	利用者数 (人/月)	32	33	34
	見込量 (時間分/月)	512	528	544



（2）重度訪問介護

サービス名	内容	対象者
重度訪問介護	常時介護を必要とする方に自宅で入浴，排せつ，食事の介護，外出時における移動支援等を総合的に行います。	<p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより，行動上著しい困難を有し，常に介護を必要とする方のうち，障害支援区分が区分4以上であって，下記のいずれにも該当する方。</p> <p>（1）二肢以上に麻痺等あること。</p> <p>（2）障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。</p>

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
重度訪問介護	見込量	利用者数 (人/月)	1	1
		見込量 (時間分/月)	720	720
	実績値	利用者数 (人/月)	2	3
		サービス量 (時間分/月)	761	1,008
	計画対比	利用者数	200.0%	300.0%
		サービス量	105.7%	140.0%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	3	3	3
	見込量 (時間分/月)	1,107	1,107	1,107

（3）同行援護

サービス名	内容	対象者
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）移動援護等の外出支援を行います。	<b>【身体介護を伴わない場合】</b> (1) 同行援護アセスメント票の項目中、1～3のいずれかについて対象となり、かつ盲人用安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行に支障がある。 <b>【身体介護を伴う場合】</b> (1) 同行援護アセスメント票の項目中、1～3のいずれかについて対象となり、かつ盲人用安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行に支障がある。 (2) 障害支援区分が区分2以上。 (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか一つが「できる」以外と認定。

※同行援護アセスメント票とは、対象者を調査する際に使う票で、その項目の内容は、次の通りです。  
 項目1：視力、項目2：視野、項目3：網膜色素変性症等による夜盲等

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
同行援護	見込量	利用者数 (人/月)	0	0	
		見込量 (時間分/月)	0	0	
	実績値	利用者数 (人/月)	0	0	
		サービス量 (時間分/月)	0	0	
	計画対比	利用者数	0.0%	0.0%	100.0%
		サービス量	0.0%	0.0%	400.0%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
同行援護	利用者数 (人/月)	1	1	1
	見込量 (時間分/月)	10	10	10

（4）行動援護

サービス名	内容	対象者
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方で、障害支援区分が3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が「10点以上」（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
行動援護	見込量	利用者数 (人/月)	0	0	1
		見込量 (延べ利用時間数)	0	0	5
	実績値	利用者数 (人/月)	0	0	0
		サービス量 (延べ利用時間数)	0	0	0
	計画対比	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%
		サービス量	0.0%	0.0%	0.0%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
行動援護	利用者数 (人/月)	0	0	0
	時間 (延べ利用時間数)	0	0	0

※利用希望者への支援については、随時対応します。

（5）重度障害者等包括支援

サービス名	内容	対象者
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきり並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方。

※重度障害者等包括支援については、事業所の指定基準が高いため、本村の近隣でサービス提供可能な事業所がなく、また、利用するための要件が限定されているサービスであるため、2015（平成27）年度末～2017（平成29）年度末（見込）での利用者がいないことから、3年間の見込みを0と設定しました。

【第4期見込量、実績値、計画対比】

区分		2015年度 （平成27年度）	2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）	
重度障害者等包括支援	見込量	利用者数 （人/月）	0	0	
		見込量 （時間分/月）	0	0	
	実績値	利用者数 （人/月）	0	0	
		サービス量 （時間分/月）	0	0	
	計画対比	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%
		サービス量	0.0%	0.0%	0.0%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）
重度障害者等包括支援	利用者数 （人/月）	0	0	0
	見込量 （時間分/月）	0	0	0

※利用希望者への支援については、随時対応します。

## 2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所（福祉型・医療型）等があり日中にサービスを利用するものです。

第5期計画で新設される就労定着支援は、一般就労に移行する障がい者が増加することを考慮し、今後在職障がい者の就労に伴う生活上の支援がより一層多様化すると考えられます。

障がい者が望む地域生活を実現するにあたっては、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要性があることから、今後も福祉施設資源の活用によりサービス提供を図り、見込み量の確保に努めます。

### （1）生活介護

サービス名	内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。	地域や施設入所者において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要で、次に掲げる方。 （1）障害支援区分が3以上の方。 （2）年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上の方。

#### 【第4期見込量、実績値、計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
生活介護	見込量	利用者数 (人/月)	70	75	80
		見込量 (日分/月)	1,260	1,350	1,440
	実績値	利用者数 (人/月)	58	58	58
		サービス量 (日分/月)	1,207	1,219	1,194
	計画対比	利用者数	82.9%	77.3%	72.5%
		サービス量	95.8%	90.3%	82.9%

#### 【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
生活介護	利用者数 (人/月)	58	58	59
	見込量 (日分/月)	1,276	1,276	1,298

（2）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス名	内容	対象者
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者に対し，地域生活を営むことができるよう，支援計画に基づき，身体的リハビリテーション，日常生活に係る訓練を2年間行います。	身体障がいを有し，身体機能や生活能力の維持・向上等のため，一定の支援が必要な方。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がい又は精神障がい者に対し，地域生活を営むことができるよう，支援計画に基づき，日常生活能力の向上に必要な訓練を2年間行います。	知的障がい又は精神障がいを有し，地域生活を営む上で，生活能力の維持・向上等のため，一定の支援が必要な方。

※自立訓練の利用期間について

1. 標準利用期間は，機能訓練：1年半，生活訓練：長期間に渡って病院に入院していた方及び施設に入所していた方は3年，それ以外の方は2年です。
2. 標準利用期間を超えてサービスを利用する必要がある場合については，市町村審査会で必要性が認められた場合に限り，最大1年間の更新が可能です。（原則1回）

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 （平成27年度）	2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）	
自立訓練 （機能訓練）	見込量	利用者数 （人/月）	0	1	
		見込量 （日分/月）	0	18	
	実績値	利用者数 （人/月）	0	0	1
		サービス量 （日分/月）	0	0	18
	計画対比	利用者数	0.0%	0.0%	100.0%
		サービス量	0.0%	0.0%	100.0%
自立訓練 （生活訓練）	見込量	利用者数 （人/月）	9	10	10
		見込量 （日分/月）	162	180	180
	実績値	利用者数 （人/月）	4	3	4
		サービス量 （日分/月）	65	40	38
	計画対比	利用者数	44.4%	30.0%	40.0%
		サービス量	40.1%	22.2%	21.1%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	1	1	1
	見込量 (日分/月)	22	22	22
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	4	4	4
	見込量 (日分/月)	88	88	88

（3）就労移行支援

サービス名	内容	対象者
就労移行支援	民間企業等への就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を2年間行います。	一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる65歳未満の方。

※就労移行支援の利用期間について標準利用期間を超えてサービスを利用する必要がある場合については、市町村審査会で必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能です。（原則1回）

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
就労移行支援	見込量	利用者数 (人/月)	18	19
		見込量 (日分/月)	378	399
	実績値	利用者数 (人/月)	16	20
		サービス量 (日分/月)	289	332
	計画対比	利用者数	88.9%	105.6%
		サービス量	76.5%	79.6%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
就労移行支援	利用者数 (人/月)	21	22	24
	見込量 (日分/月)	420	440	480



（4）就労継続支援（A型・B型）

サービス名	内容	対象者
就労継続支援（A型）	民間企業での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上を図る等の訓練を行います。	雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始が65歳未満）。
就労継続支援（B型）	民間企業での就労が困難な方に対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識や能力の維持向上を図る等の訓練を行います。	就労移行支援事業所を利用したが民間企業等への就労に結びつかない方や、一定年齢に達し、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識や能力の維持向上が期待される方。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
就労継続支援 (A型)	見込量	利用者数 (人/月)	5	6	7
		見込量 (日分/月)	115	133	161
	実績値	利用者数 (人/月)	8	13	13
		サービス量 (日分/月)	145	268	259
	計画対比	利用者数	160.0%	216.7%	185.7%
		サービス量	126.1%	201.5%	160.9%
就労継続支援 (B型)	見込量	利用者数 (人/月)	47	48	49
		見込量 (日分/月)	799	816	833
	実績値	利用者数 (人/月)	51	61	63
		サービス量 (日分/月)	1,010	1,124	1,185
	計画対比	利用者数	108.5%	127.1%	128.6%
		サービス量	126.4%	137.7%	142.3%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	18	23	28
	見込量 (日分/月)	396	460	560
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	68	73	78
	見込量 (日分/月)	1,360	1,460	1,560

(5) 就労定着支援

サービス名	内容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
就労定着支援	利用者数 (人/月)	1	1	1
	見込量 (日分/月)	2	2	2

（6）療養介護

サービス名	内容	対象者
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	病院等への入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方。 （1）筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分が区分6。 （2）筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上。

【第4期見込量、実績値、計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
療養介護	見込量	利用者数 (人/月)	4	4
		見込量 (日分/月)	124	124
	実績値	利用者数 (人/月)	4	4
		サービス量 (日分/月)	124	124
	計画対比	利用者数	100.0%	100.0%
		サービス量	100.0%	100.0%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
療養介護	利用者数 (人/月)	4	4	4
	見込量 (日分/月)	124	124	124

（7）短期入所（福祉型・医療型）

サービス名	内容	対象者
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分が区分1以上。 障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 （平成27年度）	2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）	
短期入所 （福祉型）	見込量	利用者数 （人/月）	7	9	11
		見込量 （日分/月）	84	108	132
	実績値	利用者数 （人/月）	6	5	6
		サービス量 （日分/月）	29	34	40
	計画対比	利用者数	85.7%	55.6%	54.5%
		サービス量	34.5%	31.5%	30.3%
短期入所 （医療型）	見込量	利用者数 （人/月）	1	1	1
		見込量 （日分/月）	2	4	8
	実績値	利用者数 （人/月）	1	1	1
		サービス量 （日分/月）	10	8	8
	計画対比	利用者数	100.0%	100.0%	100.0%
		サービス量	500.0%	200.0%	100.0%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）
短期入所 （福祉型）	利用者数 （人/月）	6	6	6
	見込量 （日分/月）	48	48	48
短期入所 （医療型）	利用者数 （人/月）	1	1	1
	見込量 （日分/月）	8	8	8

### 3. 居住系サービス

共同生活援助は、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、少人数の共同生活の下、日常生活の援助等を行い、安心して生活できる場を提供するものです。

また、福祉施設に入所している人が地域での生活に移行をすすめることや地域の生活の場としての期待が高まることから、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図ることが必要です。

さらに、福祉施設入所者数については、国の地域生活移行の方針を踏まえ、削減を図らなければなりません。これらを踏まえ見込み量の確保に努めます。

また、施設やグループホームを退所した障がい者が安心して地域で生活する上での生活力や理解力を補うため、新設される自立生活援助の見込み量の確保に努めます。

#### （1）自立生活援助

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

#### 【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	0

※利用希望者への支援については、随時対応します。

（2）共同生活援助（グループホーム）

サービス名	内容	対象者
共同生活援助 （グループホーム）	<p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には障害福祉サービスも提供します。</p> <p>さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるために、サテライト型住居があります。</p>	<p>障がいのある方（身体障がいのある方にあつては、65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）</p>

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 （平成27年度）	2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）
共同生活援助 （グループホーム）	見込量 利用者数 （人/月）	19	21	23
	実績値 利用者数 （人/月）	17	17	17
	計画対比 利用者数	89.5%	81.0%	73.9%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数 （人/月）	18	18	18

（3）施設入所支援

サービス名	内容	対象者
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	生活介護を受けている方で障害支援区分が区分4以上（50歳以上の方にあつては区分3以上）。 自立訓練や就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方。

【第4期見込量、実績値、計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
施設入所支援	見込量 利用者数 (人/年)	34	34	33
	実績値 利用者数 (人/年)	35	35	36
	計画対比 利用者数	102.9%	102.9%	109.1%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
施設入所支援	利用者数 (人/年)	36	35	34

## 4. 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援・地域相談支援は、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画作成やモニタリングなど、個々に応じたケアマネジメントを各関係機関と連携しながら支援するものです。

2015（平成27）年4月からは、障害福祉サービスの支給決定に先立ち、全ての対象者がサービス等利用計画の作成が義務化されたことから、事業者の新規参入の働きかけや相談支援事業者との連携強化による質の向上など、相談支援体制の整備に努めます。

サービス名	内容	対象者
計画相談支援	相談支援専門員が、障害福祉サービスの支給決定前にサービス等利用計画案を作成。支給決定後にサービスの利用に向けた連絡調整、利用計画（プログラム）の作成等を行います。	障害福祉サービスを利用するすべての方。
地域移行支援	相談支援専門員が、住居の確保等、地域生活へ移行するための相談や、障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います（利用者ごとに6ヶ月以内の利用期間が設定されます）。	入所施設に入所している方や、精神障がいを有し病院に入院している方。
地域定着支援	相談支援専門員が、連絡体制を確保して、緊急事態が起きたとき等に緊急訪問や緊急対応等を行います（利用者ごとに1年以内の利用期間が設定されます）。	自宅で生活する次に掲げる方。 （1）入所施設や医療機関から地域移行した方。 （2）家族同居からひとり暮らしへ移行した方。 （3）地域生活を送ることが不安な方。 ※グループホーム、宿泊型自立訓練施設の入所者は除く。



【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
計画相談 支援	見込量	利用者数 (人/年)	168	178	188
	実績値	利用者数 (人/年)	168	195	201
	計画対比	利用者数	100.0%	109.6%	106.9%

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
地域移行支援	見込量	利用者数 (人/年)	1	1	1
	実績値	利用者数 (人/年)	0	0	0
	計画対比	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	見込量	利用者数 (人/年)	0	0	1
	実績値	利用者数 (人/年)	0	0	0
	計画対比	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%

第3部 東海村障害福祉計画（第5期）・東海村障害児福祉計画（第1期）

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
計画相談支援	実利用者数 (人/年)	201	203	205

区分				第5期計画		
				2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
地域 相談 支援	地域 移行 支援	施設入所者	利用者数 (人/年)	0	0	0
		精神科入院	利用者数 (人/年)	0	0	0
	地域定着支援		利用者数 (人/年)	0	0	0

※利用希望者への支援については、随時対応します。

## 5. 障がい児支援

障がい児支援は、障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障がい特性に応じた専門的な支援をするものです。

2012（平成24）年の児童福祉法の改正では、発達障がい児についても障がい児支援の対象に含まれることとなりました。また、学齢期における障がい児の放課後等対策の強化のため、旧障害者自立支援法、障害者総合支援法での「児童デイサービス」と児童福祉法の「通所サービス」を改め「障害児通所支援」が創設され、障がいのある児童に対する支援の強化を図ってきました。より一層、障がいのある児童に対する支援を強化していくため、支援体制の整備及び関係機関との連携が求められています。

障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、保健・保育・教育・医療・就労支援等の関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育を図るとともに、ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備に努めます。

本村の障がい児支援については、社会資源が少ない状況の中、ニーズの増加が見込まれるため、サービス提供事業者の新規参入の促進を図りながら、見込み量の確保に努めます。また、放課後等デイサービスについては、日中一時支援事業からの円滑な移行を推進します。

また、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れの体制整備を行います。

（1）児童発達支援

サービス名	内容	対象者
児童発達支援	身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障がい児に対し施設を訪問し支援を行います。	身体に障がいのある児童，知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。 ※手帳の有無は問わず，児童相談所，市町村保健センター，医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
児童発達支援	見込量	実利用者数 (人/月)	17	19	21
		見込量 (日数/月)	136	152	168
	実績値	利用者数 (人/月)	28	32	18
		見込量 (日数/月)	289	318	171
	計画対比	利用者数	164.7%	168.4%	85.7%
		サービス量	212.5%	209.2%	101.8%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	20	23	25
	サービス量 (日数/月)	182	204	227

（2）放課後等デイサービス

サービス名	内容	対象者
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児。 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。 ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。

※放課後等デイサービスの利用期間について  
放課後等デイサービスを受けなければ、その福祉を損なうおそれがあると認められるときは満20歳に達するまで利用することができます。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
放課後等 デイサービス	見込量	実利用者数 (人/月)	28	30	32
		サービス量 (日数/月)	250	270	288
	実績値	利用者数 (人/月)	41	51	50
		サービス量 (日数/月)	482	600	547
	計画対比	利用者数	146.4%	170.0%	156.3%
		サービス量	192.8%	222.2%	189.9%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
放課後等 デイサービス	実利用者数 (人/月)	55	60	65
	サービス量 (日数/月)	554	600	650

（3）保育所等訪問支援

サービス名	内容	対象者
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児，又は今後利用する予定の障がい児が，保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に，「保育所等訪問支援」を提供することにより，保育所等の安定した利用を促進します。	保育所や，児童が集団生活を営む施設に通う障がい児。 ※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断。※発達障がい児，その他の気になる児童を対象。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
保育所等訪問支援	見込量	実利用者数 (人/月)	0	0	
		サービス量 (日数/月)	0	0	
	実績値	利用者数 (人/月)	0	0	
		サービス量 (日数/月)	0	0	
	計画対比	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%
		サービス量	0.0%	0.0%	0.0%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
保育所等訪問支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0
	見込量 (日数/月)	0	0	0

※利用希望者への支援については，随時対応します。

（4）医療型児童発達支援

サービス名	内容	対象者
医療型 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
医療型 児童発達支援	見込量	実利用者数 (人/月)	0	0
		サービス量 (日数/月)	0	0
	実績値	利用者数 (人/月)	0	0
		サービス量 (日数/月)	0	0
	計画対比	利用者数	0.0%	0.0%
		サービス量	0.0%	0.0%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
医療型 児童発達支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0
	サービス量 (日数/月)	0	0	0

※利用希望者への支援については、随時対応します。

（5）障害児入所支援（福祉型・医療型）

サービス名	内容	対象者
障害児入所支援（福祉型）	児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。
障害児入所支援（医療型）	児童の保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。	※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。

※医療型は、入所等する障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児が対象となります。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
障害児入所支援 (福祉型)	見込量 実利用者数 (人/月)	0	0	1
	実績値 利用者数 (人/月)	1	1	1
	計画対比 利用者数	0.0%	0.0%	100.0%
障害児入所支援 (医療型)	見込量 実利用者数 (人/月)	0	0	1
	実績値 利用者数 (人/月)	0	1	2
	計画対比 利用者数	0.0%	0.0%	200.0%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
障害児入所支援 (福祉型)	実利用者数 (人/月)	1	1	1
障害児入所支援 (医療型)	実利用者数 (人/月)	2	2	2



（6）居宅訪問型児童発達支援

サービス名	内容
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。 2018（平成30）年度から新たに実施される事業のため、見込量として設定します。

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数 （人/月）	0	0	0

※利用希望者への支援については、随時対応します。

（7）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を検討していきます。

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人	検討	検討	1

（8）障害児相談支援

サービス名	内容
障害児 相談支援	障害福祉サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
障害児 相談支援	見込量 実利用者数 (人/年)	44	45	46
	実績値 実利用者数 (人/年)	77	93	95
	計画対比 利用者数	175.0%	206.7%	206.5%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
障害児 相談支援	実利用者数 (人/年)	97	100	102

## 6. その他のサービス

### （1）自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

サービス名	内容	対象者
自立支援医療 ・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療	自立支援医療は、障がい者が心身の障がいの状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。原則として1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人にも1ヶ月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策を講じています。	<p>【更生医療】 18歳以上で身体障害者手帳を有する方。</p> <p>【育成医療】 18歳未満で身体に障がいを有する児童。</p> <p>【精神通院医療】 統合失調症等の精神疾患を有する方。 通院による精神医療を継続的に要する方。</p>

#### 【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
自立支援医療 (更生医療)	見込量 件数 (件/年)	5	5	5
	実績値 件数 (件/年)	4	6	6
	計画対比 件数	80.0%	120.0%	120.0%
自立支援医療 (育成医療)	見込量 件数 (件/年)	4	4	4
	実績値 利用者数 (件/月)	2	2	2
	計画対比 利用者数	50.0%	50.0%	50.0%

第3部 東海村障害福祉計画（第5期）・東海村障害児福祉計画（第1期）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
自立支援医療 (精神通院 医療)	見込量 件数 (件/年)	—	—	—
	実績値 利用者数 (件/月)	511	535	560
	計画対比 利用者数	—	—	—

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
自立支援医療 (更正医療)	件数 (件/年)	6	6	6
自立支援医療 (育成医療)	件数 (件/年)	2	2	2
自立支援医療 (精神通院医療)	件数 (件/年)	580	600	620

（2）補装具費の支給

サービス名	内容
補装具費の支給	補装具費(購入費・修理費)を支給します。利用者は原則として定率1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されています。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
補装具費の 支給	見込量 件数 (件/年)	59	59	59
	実績値 件数 (件/年)	57	50	43
	計画対比 件数	96.6%	84.7%	72.9%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
補装具費の 支給	件数 (件/年)	50	50	50

## 第3章 地域生活支援事業の見込量

### 1. 相談支援事業等

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいをお持ちの方や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に対応した総合的な相談業務や各相談支援事業所との連絡調整を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門職員を配置し、困難ケース等の対応を行います。
住宅入居等支援事業	一般住宅の賃貸契約にあたって支援が必要な方について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、家主等に対する相談、助言、入居後の緊急時における対応を行います。
総合支援協議会	中立・公平な立場で適切な相談支援事業が実施できるよう体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施できるよう福祉、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなるネットワークを構築します。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
障害者相談 支援事業	見込量 実施見込 (箇所)	8	8	8
	実績値 実績値 (箇所)	7	7	7
	計画対比 達成率	87.5%	87.5%	87.5%
基幹相談 支援センター	見込量 実施見込	有	有	有
	実績値 実施状況	有	有	有
基幹相談 支援センター等 機能強化事業	見込量 実施見込	有	有	有
	実績値 実施状況	有	有	有
住宅入居等 支援事業	見込量 実施見込	無	無	有
	実績値 利用者数 (人/月)	無	無	無
総合支援議会	見込量 実施見込	有	有	有
	実績値 実施状況	有	有	有

第3部 東海村障害福祉計画（第5期）・東海村障害児福祉計画（第1期）

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
障害者相談 支援事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談 支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談 支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の有無	無	無	無
総合支援協議会	実施の有無	有	有	有



## 2. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

今後、親亡き後問題など増大する権利擁護・成年後見ニーズへの対応も視野に入れ、成年後見制度や権利擁護の情報提供と制度周知に努め、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	親族がいない等により本人による制度の申し立てが困難な方に、村が代わって審判の申し立てを行います。費用の補助を受けなければ制度の利用が困難な方に、申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び被後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

### 【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
成年後見制度 利用支援事業	見込量 実施見込	有	有	有
	実績値 実施状況	有	有	有

### 【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
成年後見制度 利用支援事業	実施の有無	有	有	有

### 3. 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、障がい者とその他の者の意思疎通を支援する事業です。

今後も、茨城県聴覚障害者協会への委託による実施やボランティア団体等と協力し合い実施します。

サービス名	内容
意思疎通支援事業	これまでの障害者自立支援法では、「手話通訳等」を行う者の派遣又は養成という表現を用いていましたが、障がい者と障がいのない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記に限らず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がいや発達障がい者とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などもあり、多様に考えられます。そのため、障害者総合支援法では新たに「意思疎通支援」という名称を用いて、概念的に幅広く解釈できるようにしています。

#### 【第4期見込量、実績値、計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
意思疎通 支援事業	見込量 実利用者数 (人/年)	3	3	3
	実績値 実利用者数 (人/年)	2	2	4
	計画対比 実利用者数	66.7%	66.7%	133.3%

#### 【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
意思疎通 支援事業	実利用者数 (人/年)	4	4	4

## 4. 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することによって日常生活の便宜を図るものです。

用具の機能や性能の向上、価格の変動に合わせ、給付対象とする「障がい程度基準」や「給付基準額」の見直しを定期的に行うことで、社会参加の促進及び日常生活の向上に繋げるよう努めます。

事業名	事業の内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がい者の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の居住生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を行うもの。

【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	2	2	2
	②自立生活支援用具	6	6	6
	③在宅療養等支援用具	6	6	6
	④情報・意思疎通支援用具	8	8	8
	⑤排せつ管理支援用具	472	472	472
	⑥居宅生活動作補助用具 (在宅改修費)	2	2	2
	延べ件数	496	496	496
	①介護・訓練支援用具	0	0	0
	②自立生活支援用具	7	5	7
	③在宅療養等支援用具	3	5	4
	④情報・意思疎通支援用具	7	6	4
	⑤排せつ管理支援用具	487	525	569
	⑥居宅生活動作補助用具 (在宅改修費)	1	0	1
	延べ件数	505	541	585
	①介護・訓練支援用具	0.0%	0.0%	0.0%
	②自立生活支援用具	116.7%	83.3%	116.7%
	③在宅療養等支援用具	50.0%	83.3%	66.7%
	④情報・意思疎通支援用具	87.5%	75.0%	50.0%
	⑤排せつ管理支援用具	103.2%	111.2%	120.6%
	⑥居宅生活動作補助用具 (在宅改修費)	50.0%	0.0%	50.0%
	延べ件数	101.8%	109.1%	117.9%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	0	0	0
	自立生活支援用具	7	7	7
	在宅療養等支援用具	4	4	4
	情報・意思疎通支援用具	6	6	6
	排せつ管理支援用具	527	527	527
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1
延べ件数		545	545	545

## 5. 移動支援事業

移動支援事業は、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うものです。原則として、重度の障がい者以外の方に対して、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

今後、施設入所から地域生活への移行に伴い、利用者の増加が見込まれます。事業の周知を行うとともに、将来的に利用者の増加が見込まれることから支給量の拡充に努めます。また、利用者のニーズが多岐にわたっているため、対象範囲や利用方法について検討を行います。

サービス名	内容
移動支援事業	屋外の移動が困難な方に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

### 【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
移動支援事業	見込量	実利用者数 (人/年)	12	13
		延べ利用時間数 (時間/年)	1,450	1,500
	実績値	実利用者数 (人/年)	18	19
		延べ利用時間数 (時間/年)	1,866	964
	計画対比	実利用者数	150.0%	146.2%
		延べ利用時間数	128.7%	64.3%

### 【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	18	18	18
	延べ利用時間数 (時間/年)	800	800	800

## 6. 地域活動支援センター

地域活動支援センター事業は、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、センターの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じた機能強化事業などを行います。

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活への支援を行います。

### 【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
地域活動支援センター機能強化事業	見込量	村内（人/年）	33	34	35
		村外（人/年）	25	25	25
	実績値	村内（人/年）	43	48	48
		村外（人/年）	10	10	14
	計画対比	村内	130.3%	141.2%	137.1%
		村外	40.0%	40.0%	56.0%

### 【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
地域活動支援センター機能強化事業	村内(人/年)	48	48	48
	村外(人/年)	14	14	14

## 7. その他の事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	家庭の事情により家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、日中における活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	重度身体障がいの方に、入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図り、在宅生活を支援します。
更生訓練費給付事業	就労支援事業又は自立訓練事業を利用している方や身体障害者更生援護施設に入所している方の社会復帰を促進するため、一定要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
自動車運転免許取得費及び改造費助成	身体障がいの方で、就労等の社会活動への参加を目的に、自ら運転する場合に限り、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

### 【第4期見込量，実績値，計画対比】

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	
日中一時支援事業	見込量	登録者数 (人/年)	90	91	92
	実績値	登録者数 (人/年)	115	116	101
	計画対比	利用者数	127.8%	127.5%	109.8%
訪問入浴サービス事業	見込量	実利用者数 (人/年)	1	1	1
	実績値	実利用者数 (人/年)	0	1	2
	計画対比	利用者数	0.0%	100.0%	200.0%



第3部 東海村障害福祉計画（第5期）・東海村障害児福祉計画（第1期）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
更生訓練 給付事業	見込量	登録者数 (人/年)	1	1
	実績値	実利用者数 (人/年)	6	12
	計画対比	利用者数	600.0%	1200.0%
自動車免許取得 費及び改造費助 成事業	見込量	件数 (件/年)	1	1
	実績値	件数 (件/年)	2	1
	計画対比	件数	200.0%	100.0%

【第5期見込量】

区分		第5期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
日中一時支援事業	登録者数 (人/年)	111	111	111
訪問入浴サービス 事業	実利用者数 (人/年)	2	2	2
更生訓練費給付 事業	実利用者数 (人/年)	25	25	26
自動車運転免許取得費 及び改造費助成事業	件数 (件/年)	1	1	1

第3部 東海村障害福祉計画（第5期）・東海村障害児福祉計画（第1期）

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	交流会や社会復帰活動等、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の体制の整備や活動の支援を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

※理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、「未実施」の事業となっています。

※手話奉仕員養成研修事業については、2015（平成27）年度より社会福祉協議会へ委託し、事業を実施しています。

## 8. 東海村独自の支援事業

サービス名	内容	対象者
精神障がい者医療費助成金支給事業	通院及び入院に係る医療費の自己負担分を月額4,000円を限度に助成します。	自立支援医療（精神通院）受給者証又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
精神障がい者診断書料助成事業	自立支援医療又は精神障害者保健福祉手帳の申請をする時に必要な診断書の診断料を助成することにより、手帳交付が容易になり、福祉サービスの利用促進を図ります。	自立支援医療又は精神障害者保健福祉手帳の申請に際し、茨城県知事が指定した医師の診断を受けた方。
身体障がい者診断書料助成事業	身体障害者手帳の交付申請をする時に必要な診断書の診断料を助成することにより、手帳交付が容易になり、福祉サービスの利用促進を図ります。	身体障害者手帳交付申請に際し、茨城県知事が指定した医師の診断を受けた方（児）。
在宅重度障がい者介護慰労事業	満65歳未満で寝たきり状態や日常生活の大半を介護に頼らなければならない在宅の障がい者を介護している方に対し、慰労金を支給します。ただし、学校に在学している方、長期入院の方は除きます。	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④又は精神障害者保健福祉手帳1級の手帳交付者の介護を障害福祉サービスを利用せずに行っている介護者の方。
心身障害児者福祉手当支給事業	在宅で生活している心身障がい者又は障がい者と同居し介護している者に対して、経済的負担の軽減と自立を促進します。	身体障害者手帳1・2級（20歳未満の方については1・2・3級・下肢障害4級）又は療育手帳④・A（20歳未満の方については④・A・B・Cかつ身体障害者手帳4級）の交付を受けている方。
指定難病等患者医療費助成金支給事業	指定難病患者及び関節リウマチ患者に対して、医療費の自己負担の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	指定難病患者及び関節リウマチ患者の方。

第3部 東海村障害福祉計画（第5期）・東海村障害児福祉計画（第1期）

サービス名	内容	対象者
障害福祉サービス利用者負担金及び食費助成金	障害福祉サービス及び児童福祉法を受けたことにより利用者が負担する費用又は食費の一部を助成することにより経済的負担の軽減をします。	村から介護給付費, 訓練等給付費又は障害児通所給付費の支給決定を受けた者。
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	住宅環境を整備するための必要経費を助成することにより, 障がい者の移動を容易にし, 社会参加や寝たきりにならないための心身機能を高め, 生きがいと快適な日常生活を提供します。	下肢又は体幹機能障害の1・2級の身体障がい者（児）, 療育手帳㊦の知的障がい者（児）, 脳性麻痺の移動機能の1・2級の方（児）
家族介護用品購入費助成事業	在宅で障がい児者を介護している家族に対し, 家族介護用品の購入費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減をします。	身体障害者手帳の交付を受けた3歳以上の視覚, 下肢, 体幹機能障害の等級が2級以上。療育手帳の交付を受けた満3歳以上で, 総合判定が㊦又は, A。
通院時タクシー利用料金助成事業	重度の心身障がい者等が保険医療機関に通院する際に, 居宅と医療機関との間の交通費を助成することにより自立を支援し, 日常生活の利便性を図ります。また, 慢性透析治療法を受けている方の通院に係る経済的負担を軽減します。	身体障害者手帳1・2・3級, 療育手帳㊦・A, 精神障害者保健福祉手帳1・2級及び一般特定疾患医療費受給者証の交付を受けている方。
障がい者通所交通費等助成事業	障がい者の社会復帰・社会的自立の促進及び経済的負担の軽減をします。	自立訓練, 就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所等に通所する方。
精神障がい者交通費等助成事業		
知的障がい者チャレンジUP 雇用事業	役場において積極的に知的障がい者の雇用創出を図り, 知的障がい者の雇用が民間企業に拡大することを目的としています。	知的障がい者。

# 資料編



# 資料編

## 1. 東海村障害者計画等策定委員会設置要綱

平成25年9月24日

告示第97号

改正 平成26年3月31日告示第35号

平成29年1月24日告示第3号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく東海村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく東海村障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)を策定し、障がい者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、東海村障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) 障害者計画等の推進及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 障がい者又はその保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 障害福祉サービス事業者関係者
- (5) 社会福祉法人東海村社会福祉協議会職員

(平26告示35・平29告示3・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 資料編

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

(東海村障害福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 東海村障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年東海村告示第75号)は、廃止する。

附 則(平成26年告示第35号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第3号)

この告示は、平成29年2月1日から施行する。



## 2. 東海村障がい者総合支援協議会設置要綱

平成21年10月20日

告示第99号

改正 平成25年3月29日告示第44号

(題名改称)

平成26年3月31日告示第46号

平成29年12月14日告示第130号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の障がい福祉に関して中核的な役割を果たす協議の場として、東海村障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平25告示44・平26告示46・平29告示130・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討する。

- (1) 村の障がい者等の相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 障がい者等の困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発等に関すること。
- (5) 障がい者等の就労に関すること。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者等の福祉向上のために必要と認められること。

(平26告示46・平29告示130・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、30人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者等の相談支援事業関係者
- (2) 障害福祉サービス事業等の関係者
- (3) 保健・医療関係者

## 資料編

- (4) 教育機関等の関係者
- (5) 就労機関等の関係者
- (6) 民生委員・児童委員
- (7) 学識経験者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、村長が特に必要と認める者  
(平26告示46・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平26告示46・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第6条 協議会は、全体会議、専門部会及び個別ケア会議で構成する。

(全体会議)

第7条 全体会議の会議は、会長が招集し、議長となり、第2条に規定する事項に係る課題や施策等について、専門部会及び個別ケア会議から報告を受け、協議し、及び検討する。

- 2 全体会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急性がある場合は、この限りではない。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(平26告示46・一部改正)

(専門部会)

第8条 専門部会は、第2条に規定する事項について、専門的に調査し、及び検討を行い、その結果を全体会議に報告する。

- 2 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 専門部会の設置について、必要な事項は、会長が別に定める。

(個別ケア会議)

第9条 個別ケア会議は、自立した日常生活及び社会生活を営むために支援を必要とする障がい者等に対する個別事案への対応を協議する。

- 2 個別ケア会議は、必要があると認めるときは、第3条に規定する関係機関の実務を担当している

者その他必要な関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

- 3 個別ケア会議における協議結果のうち、特に必要な事項については、全体会議に報告する。

(平26告示46・一部改正)

(秘密保持)

第10条 協議会に関係した者は、会議及び活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(平26告示46・一部改正)

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行以後、最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成25年告示第44号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第46号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第130号)

この告示は、公布の日から施行する。

## 3. 東海村障害者計画等策定委員会 委員名簿

No	氏名	所属	備考
1	佐藤 幸子	東海村民生委員・児童委員協議会	
2	鈴木 宏文	東海村民生委員・児童委員協議会	
3	岸 三男	東海村身体障害者相談員	
4	宇野 正記	東海村身体障害者相談員	
5	渡部 いえ子	東海村知的障害者相談員	
6	大和田 典克	社会福祉法人愛信会 第二幸の実園副施設長	
7	大串 稔	NPO法人東海村障がい者地域生活自立支援ネットワーク まつぼっくり理事長	委員長
8	中村 朋子	NPO法人ドリームたんぼぼ 代表理事	
9	根本 颯太	一般社団法人 ハピネス東海	
10	鈴木 芳江	心身障がい児者親の会会長	
11	佐藤 治雄	東海村身体障害者福祉協議会	
12	大貫 操	東海村家族会会長	
13	小柳 陽子	東海村手をつなぐ親の会保護者代表	
14	高 槌 誠	公募	
15	佐藤 愛子	東海村総合福祉センター障害者センター長	副委員長

(敬称略, 順不同)

## 4. 東海村障がい者総合支援協議会 委員名簿

No	氏名	所属	備考
1	中村 朋子	NPO 法人ドリームたんぽぽ 代表理事	
2	鈴木 正人	NPO 法人東海村障がい者地域生活自立支援ネットワーク まつぼっくり サービス管理責任者	
3	浅野 由吏	社会福祉法人愛信会 幸の実園 課長	
4	松永 外美	NPO 法人らぼーる朋 共同作業所ふれあい 施設長	
5	鈴木 芳江	一般社団法人ハピネス東海 代表理事	
6	榎田 美紀子	NPO 法人生活支援ネットワーク こもれび 副理事長	
7	猪股 誠人	社会福祉法人清香会 あゆみ園 児童発達支援管理責任者	会長
8	有阪 加奈子	社会福祉法人はまぎくの会 ハートケアセンターひたちなか 施設長	
9	小野 美千代	独立行政法人国立病院機構 茨城東病院 療育指導室長	
10	菅野 謙治	医療法人社団有朋会 栗田病院 自立訓練（生活訓練）事業所 くりの実 管理者	
11	富田 靖英	医療法人圭愛会 日立梅が丘病院 医療福祉相談室	
12	宇都宮 弘治	公益社団法人地域医療振興協会 村立東海病院 地域医療連携室	
13	柏山 久子	社会福祉法人町にくらす会 障がい者就業・生活支援センターK U I N A（就業支援担当者）	
14	鈴木 良浩	水戸公共職業安定所 就職促進指導官	
15	吉澤 佳代子	茨城県立勝田特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	
16	山本 征紀	茨城大学教育学部附属特別支援学校 キャリア教育推進部長	
17	大塚 幸枝	茨城県立水戸特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	
18	有賀 絵理	茨城大学非常勤講師 茨城県地方自治研究センター研究員	
19	澤島 京子	茨城県心身障がい児・者を守る会 会長	
20	萩谷 毅彦	東海村民生委員・児童委員協議会 副会長	
21	八重樫 友	茨城県ひたちなか保健所 健康指導課 係長	
22	坂本 歩	社会福祉法人東海村社会福祉協議会 地域福祉推進係 係長	副会長
23	根本 和典	東海村教育委員会 指導室 係長	
24	平野 貴子	東海村福祉部健康増進課（保健センター） 係長	

(敬称略, 順不同)

## 5. 策定経過

月 日	東海村障害者計画等策定委員会	東海村障がい者総合支援協議会
2017年 (平成29年)		
3月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回会議</li> <li>・東海村障害福祉計画（第4期に基づく平成28年度実績）</li> </ul>	
6月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回会議</li> <li>・障がい者福祉に関するアンケート調査について</li> <li>・福祉に関するアンケート調査について</li> </ul>	
7月14日		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回全体会</li> <li>・障がい者福祉に関するアンケート調査について</li> <li>・福祉に関するアンケート調査について</li> </ul>
8月1日～ 8月18日	障がい者福祉及び福祉に関するアンケート調査	
12月7日		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回全体会</li> <li>・東海村障がい者プラン（案）について</li> </ul>
12月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回会議</li> <li>・東海村障がい者プラン（案）について</li> </ul>	
2018年 (平成30年)		
1月19日～ 2月8日	パブリックコメント実施	
2月22日		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5回全体会</li> <li>・東海村障がい者プランについて</li> </ul>

## 6. 用語解説

用語	内容
<b>■あ行</b>	
アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
一般就労	労働基準法及び最低賃金に基づく雇用形態による企業への就労のことをいう。
NPO (非営利民間組織)	Non Profit Organization の略。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織(団体)の総称。「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて法人格を取得した団体はNPO法人という。
<b>■か行</b>	
学習障がい(LD)	Learning Disabilities の略。軽度発達障がいの1つで、全般的な知的発達には著しい遅れはともなわないが、学習や対人関係に困難を示す障がい。
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。
虐待防止	「虐待」とは立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いを受けること。児童・高齢者・障がい者などに対する肉体的、精神的な虐待、保護者・介助者などの怠慢や拒否(ネグレクト)、健康状態を損なう放置、などをいう。これらを防止・根絶するために、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法などが制定された。
協働	福祉分野では住民・地域・事業者・NPO・行政などの様々な組み合わせで、力を合わせて福祉活動を展開することを表す。
ケアマネジメント	障がい者やその家族などからの相談に応じて最適な援助ができるよう、保健・医療・福祉サービスなどが適切・効果的かつ計画的に利用されるよう調整・支援すること。
権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障がい者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。
合理的配慮	「障害者権利条約」の第2条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ちまたは行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことを言う。「特定の場面に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、または過重な負担を課さないもの」という条件が付けられる。
<b>■さ行</b>	
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

用語	内容
自閉症（及び自閉症スペクトラム）	<p>感覚器官を通して入ったことばや情報を処理する脳の各部位に何らかの問題があるといわれており、ことばの発達の遅れ、他者との社会関係を持ちにくい、行動や興味が特定のものに限られる、同じ動作を繰り返すなどの特徴が見られる。このうち、知的障がいを伴わない場合を「高機能自閉症」という。</p> <p>「スペクトラム」とは連続体という意味であり、「自閉症スペクトラム」とは、典型的な自閉症からアスペルガー症候群、重度の知的障がいを伴う例から知的の遅れがない例まで、連続した一続きのものともみなす。また、前記の障がいのどの定義も厳密には満たさない周辺領域の人達も加えた比較的広い概念で、社会性・コミュニケーション・想像力の3領域に障がいがあることで定義される。</p>
社会福祉協議会	<p>社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。</p>
重症心身障がい者	<p>重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している人。</p>
重症心身障がい児	<p>重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子ども。</p>
手話通訳者	<p>手話を介して、手話を使用する人とそうでない人との相互の意思伝達を支援する人。</p>
障害支援区分	<p>障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分をいう。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分1から区分6等を判定する。</p>
障害者就業・生活支援センター	<p>就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。</p>
障害者総合支援法	<p>正式名称は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。2005(平成17)年に障害者自立支援法として成立し、2012(平成24)年の改正により名称も変更された。障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うこと等を目的とする。</p>
障害者虐待防止法	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(2011(平成23)年6月17日成立、2012(平成24)年10月1日施行)</p> <p>主な内容は、障害者虐待を定義(1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待)するとともに、障害者の虐待禁止規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。なお、虐待防止スキームは、家庭の障がい児には児童虐待防止法を、施設入所等障がい児には施設等の種類(障がい者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい児にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用する。</p>

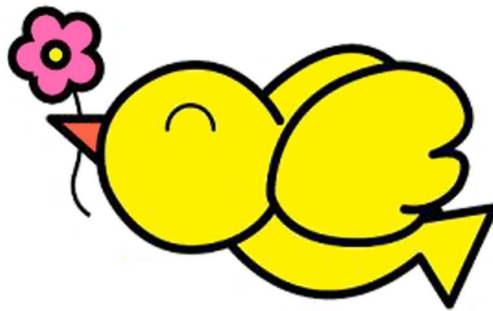


用語	内容
障害者権利条約	あらゆる障がい（身体障がい，即ち肢体不自由，内部障がい，視覚障がい，聴覚障がい），精神障がい及び知的障がい等）のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約であり，2006(平成 18)年に国連総会において採択された。日本においては，障害者基本法や障害者差別解消法の成立による国内法の整備が進んだこと等から，2014(平成 26)年 1月に批准された。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(2013(平成 25)年 6月 26日 公布，2016(平成 28)年 4月 1日 施行) 全ての国民が，障がいの有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け，障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。主な内容としては，障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止，社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止，国による啓発・知識の普及を図るための取り組み等が挙げられる。
障害者自立支援法	障がい者の地域生活と就労を進め，自立を支援する観点から，障害者基本法の基本的理念に則り，福祉サービスや公費負担医療等について共通の制度で一元化するとともに，地域生活支援や就労支援等を定め，安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする法律。2006(平成 18)年に施行されたが，障害者総合支援法による新しい障害福祉サービスの形成により廃止された。
障害者総合支援法	障害者自立支援法に代わって，2013(平成 25)年 4月 1日から新たに施行される法律であり，正式名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか，障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しが行われた。
自立支援医療	障がいのある児童のための「育成医療」，身体障がい者のための「更生医療」および精神障がい者のための「精神通院医療」の総称。
自立支援協議会 (東海村障がい者総合支援協議会)	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し，中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県および市町村が設置する協議会。自立支援協議会は，サービス提供者，雇用，教育，医療等の関連する分野の関係者で構成する。
身体障がい者	身体障害者福祉法では，①視覚障がい，②聴覚または平衡機能の障がい，③音声機能，言語機能またはそしゃく機能の障がい，④肢体不自由，⑤心臓，じん臓，呼吸器，膀胱，直腸，小腸，肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい，がある人であって，都道府県知事または指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。
身体障害者手帳所持者	視覚，聴覚，平衡機能，音声言語そしゃく機能，肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動障がい），心臓機能，腎臓機能，呼吸機能，ぼうこう，直腸機能，小腸機能，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能，肝臓機能に永続する障がいがある方。
スキルアップ	スキル（資格，技能等）を伸ばす（アップ）こと。

用語	内容
精神障がい者	精神疾患を有する人で、都道府県知事から精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた人をいう。
精神障害者保健福祉手帳所持者	総合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神障がい（高次脳機能障がい・認知症など）及びその他の精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は、社会生活への制約がある方。
精神通院医療	精神疾患を有する人が通院して治療を受ける公費負担医療をいう。
成年後見制度	判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画等を作成する人。
■た行	
多動性障がい（ADHD）	Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障をきたすものをいう。
地域移行	施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることに伴うこと。
地域活動支援センター	障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括ケアシステム	高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の自主性や特性に基づき、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。
知的障がい者	知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。
特別支援学校	障がいがある児童生徒が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。
特別支援学級	学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、ニーズに応じた教育を行うことを目的としている。

用語	内容
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
特別支援教育支援員	発達障がいまたはその傾向がある児童・生徒に対し、より適切な学習支援、生活支援等を行えるように、小・中学校へ特別支援教育支援員を配置している。
■な行	
難病等	原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称。
ノンステップバス	車両の一部あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバス。歩道のかさ上げにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。
■は行	
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっている。
P D C A サイクル	行動プロセスの枠組みのひとつで、P l a n（立案・計画）、D o（実施）、C h e c k（検証・評価）、A c t i o n（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。
避難行動要支援者 （災害時要援護者）	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの、災害時に適切な防災活動をとることが特に困難な人々で、一般的に、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・日本語が不自由な外国人などがあげられる。
福祉的就労	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者または知的障がい者の雇用が義務付けられている。
補装具	身体機能の障がいによる困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがこれに含まれる。

用語	内容
■や行	
ユニバーサルデザイン	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。
要約筆記者	所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、難聴や中途失聴の人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して難聴や中途失聴の人に伝達するものである。
■ら行	
ライフステージ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・老後・死に至るまでのそれぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがある。
療育手帳所持者	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判断された方。
療養介護	医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。



### なごみちゃん

表紙の鳥「なごみちゃん」は、幸せを運ぶ黄色い鳥をイメージしています。

東海村の障がい福祉のシンボルとして、広く活用していきます。

## 東海村障がい者プラン

東海村障害者計画・東海村障害福祉計画（第5期）  
東海村障害児福祉計画（第1期）

発行年月／2018（平成30）年3月

発行・編集／茨城県東海村 福祉部介護福祉課 障がい支援担当  
（なごみ東海村総合支援センター内）

〒319-1118

茨城県那珂郡東海村舟石川駅東3丁目9番33号

電話（029）287-2525

FAX（029）282-3538

E-mail [kaigofukushi@vill.tokai.ibaraki.jp](mailto:kaigofukushi@vill.tokai.ibaraki.jp)